

平成29年度
FY2017

学 生 便 覧

Student Handbook



広島大学

広島大学大学院
医歯薬保健学研究科

Hiroshima University
Graduate School of Biomedical & Health Sciences

「学生便覧」について

1. この『学生便覧』は、平成29年度広島大学大学院医歯薬保健学研究科入学生を対象とする大学院の諸規則、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 前半部に学生生活における注意事項等と、広島大学及び大学院、医歯薬保健学研究科の規則等を記載してあります。
3. 「Ⅱ-2. 各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き学生生活について」では、修了するための必要履修単位や学位請求に関するスケジュール等が記載してあります。
4. 卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
5. この『学生便覧』と『広島大学学生情報の森 もみじ』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

注意事項

本学では、「もみじ」学生向け情報ポータルサイトが運営されており、学生生活に必要な情報が集約されています。

また、このサイトの「もみじ Top」から個人ポータルサイト「My もみじ」にログインできます。

Hiroshima University runs the Student Information System “MOMIJI” for students. This is a web-based portal site which offers information related with student life. Through “MOMIJI Top” of this site, you can log in to your personal portal site “MY MOMIJI”.

大学から学生のみなさんへの伝達事項は主として「Myもみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてしてください。

(URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)

「My もみじ」及び掲示を確認しなかったために、思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

また、緊急を要する場合は携帯電話、電子メールで伝達することもありますので、必ず普段使用している番号、アドレスを学生支援グループに届け出てください。

Since the important messages or notices from university to you will be mainly posted on the electric bulletin board of MY MOMIJI, please check the MOMIJI system at least once a day.

(URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/en/momiji-top/index.shtml>)

Urgent information can be provided to your cell phone or e-mail address. Please make sure to register your cell phone number and your e-mail address at the Student Support Group.

広島大学の理念

Guiding Principles of Hiroshima University

○平和を希求する精神

The Pursuit of Peace

○新たな知の創造

The Creation of New Forms of Knowledge

○豊かな人間性を培う教育

The Nurturing of Well-Rounded Human Beings

○地域社会・国際社会との共存

Collaboration with the Local, Regional, and International Community

○絶えざる自己変革

Continuous Self-Development

医歯薬保健学研究科の理念

Guiding Principles of Graduate School of Biomedical & Health Sciences

広島大学の理念に立脚し、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することにより、世界の医学・歯学・薬学・保健学の発展と人類の健康と福祉の向上に寄与する。

Putting on a great value on the guiding principles of Hiroshima University (Pursuit of peace, Creation of new form of knowledge, Nurturing of well-rounded human beings, Collaboration with the local, regional and international community and Continuous self-development), our basic principles are as follows;

- ・To promote fundamental research in medicine・dentistry・pharmaceutical sciences・health sciences
- ・To explore new areas of knowledge through exercising synthetic, scientific and advanced research
- ・To foster educators・scientists・highly specialized personnel who possess extensive knowledge and advanced skills
- ・To contribute to the development of human health・welfare and medicine・dentistry・pharmaceutical sciences・health sciences at a global level

目 次 Contents

1 広島大学学期区分・医歯薬保健学研究科授業時限表	4
Hiroshima University Semester Distinction and Class Period of Graduate School of Biomedical & Health Sciences	

2 平成 29 年度月別主要日程表 FY2017 School Year Calendar	5
---	---

I 教務・学生生活 Educational Affairs / Student Life

1 諸手続について Related procedures	7
2 奨学金・授業料について Scholarships / Tuition Fee	13
3 保健管理センターについて Health Service Center	15

II 教育の方法及び内容等 Educational System & Contents

1 教育に関する規則 Regulations related to Education	
(1) 広島大学通則	17
Hiroshima University General Provisions	
(2) 広島大学大学院規則	28
Hiroshima University Graduate School Regulations	
(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	41
Hiroshima University By-laws for Graduate School of Biomedical and Health Sciences	
(4) 広島大学学位規則	46
Hiroshima University Degree Regulations	
(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	51
(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	56
Hiroshima University Graduate School By-Laws Regarding Classes for Common Subjects	
(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	61
Hiroshima University By-Laws Regarding Approval of Previously Acquired Credits	
(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	62
Hiroshima University By-Laws on the Treatment of Long-term Completion of Curricula	
(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	63
Hiroshima University Regulations on Assisting Disabled Students with School Attendance, etc.	
(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	65
Hiroshima University Excellent Student Scholarship Regulations	
2 各専攻の履修基準等, 研究指導体制及び学位請求手続き	
Research guidance system and procedures for applying for master's degrees	
(1) 医歯科学専攻(修士課程)	67
Medical and Dental Sciences Major (Master's Course)	
(2) 口腔健康科学専攻(博士課程前期)	79
Oral Health Sciences Major (Master's Course)	
(3) 薬科学専攻(博士課程前期)	85
Medicinal Sciences Major (Master's Course)	
(4) 保健学専攻(博士課程前期)	93
Health Sciences Major (Master's Course)	
(5) 医歯薬学専攻(博士課程)	101
Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)	
(6) 口腔健康科学専攻(博士課程後期)	113
Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)	
(7) 薬科学専攻(博士課程後期)	119
Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)	
(8) 保健学専攻(博士課程後期)	125
Health Sciences Major (Doctoral Course)	
(9) 博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」関連科目	131
Phoenix Leader Education Program for Renaissance from Radiation Disaster	

III 諸規則 Regulations

1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	133
	Hiroshima University Regulations Regarding Harassment Prevention	
2	広島大学学生交流規則	135
	Hiroshima University Student Exchange Regulations	
3	広島大学研究生規則	139
	Hiroshima University Regulations Regarding Research Students	
4	広島大学外国人研究生規則	142
	Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	
5	広島大学科目等履修生規則	145
	Hiroshima University Regulations Regarding Credited Auditors	
6	広島大学学生生活に関する規則	147
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Life	
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	149
	Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement	
8	広島大学学生表彰規則	152
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Commendation	
9	広島大学学生表彰基準	153
10	広島大学学生懲戒規則	155
	Hiroshima University Student Disciplinary Regulations	
11	広島大学霞地区体育館使用細則	159

IV その他 Others

組織及び職員	161
Organization and faculty staff	

広島大学学期区分 Semester Distinction

期 間 Period		授 業 日 数 Number of weeks	区 分 Distinction
前期 Spring Semester	4. 1 ～ 4. 7		春季休業 Spring Holidays
	4. 8 ～ 8.10	19週 19 weeks	授業 Class Period
	8.11 ～ 9.30		夏季休業 Summer Holidays
後期 Fall Semester	10. 1 ～ 12.25	13週 13 weeks	授業 Class Period
	11. 5		創立記念日 Foudnation day
	12.26 ～ 1. 5		冬季休業 Winter Holidays
	1. 6 ～ 2.15	7週 7 weeks	授業 Class Period
	2.16 ～ 3.31		学年末休業 End of Year Holidays

注) 上記の学期区分は、広島大学通則に基づく期間であり、学年暦(授業スケジュール)とは異なる場合があります。

学年暦(授業スケジュール)については、広島大学学生ポータルサイト「学生情報の森 もみじ」をご覧ください。

「学生情報の森 もみじ」

(もみじTop)→「学びのサポート」→「学年暦 (授業スケジュール) / 授業時間割」

Note) See "Momiji" for class schedule.

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/class-schedule.html>

医歯薬保健学研究科授業時限表 Class Period of Graduate School of Biomedical & Health Sciences

時限 Period		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
時間 Time	開始 Start	8:45		10:30		12:50		14:35		16:20		18:15 (18:00) ≪ 18:20 ≫		19:40 (19:40) ≪ 19:50 ≫	
	終了 Finish		10:15		12:00		14:20		16:05		17:50		19:30 (19:30) ≪ 19:40 ≫		20:55 (21:10) ≪ 21:10 ≫

※11・12時限, 13・14 時限の時間は博士課程の時間帯を示す。

* 11th, 12th, 13th and 14th periods show class times for Doctoral Courses.

() 書きは薬科学専攻, 保健学専攻(博士課程前期)の時間帯を示す。

The time noted in () shows class time for Medicinal Sciences Major and Master's Course of Health Sciences Major.

≪ ≫ 書きは医歯科学専攻(修士課程), 口腔健康科学(博士課程前期)の時間帯を示す。

The time noted in ≪ ≫ shows class time for Medical and Dental Sciences Major (Master's Course) and Master's Course of Oral Health Sciences Major.

月別主要日程表

月	教務全般		授業料免除 ・奨学金等
	修士課程・博士課程前期	博士課程・博士課程後期	
4	・前期講義科目履修登録 ・履修計画表提出（新入生） ・研究指導グループ届提出（新入生）	・前期講義科目履修登録 ・履修計画表提出（新入生） ・研究指導グループ届提出（新入生） ・学位申請提出期限	・前期授業料免除申請（新入生） ・奨学金（在学採用）申請 ・日本学生支援機構在学届提出
5			・入学料免除結果通知
6			・前期授業料免除結果通知
7		・学位申請提出期限	・後期授業料免除申請用紙交付 ・奨学生採用決定通知
8	夏季休業		
9	・夏季休業 ・前期成績発表 ・後期時間割確定 ・後期講義科目履修登録 ・9月修了学位記授与式	・夏季休業 ・前期成績発表 ・後期時間割確定 ・後期講義科目履修登録 ・9月修了学位記授与式	・後期授業料免除申請 ・奨学金（予約採用）申請
10	・修士論文説明会（～11月上旬） ・希望進路「Myもみじ」入力（最終学年）	・学位申請提出期限	
11			・後期授業料免除結果通知 ・奨学金満了者返還説明会
12	・冬季休業	・学位申請提出期限	
1	・修士論文題目等提出	・学位申請提出期限	・前期授業料免除申請用紙交付 ・奨学金借用証書提出 ・奨学金返還免除申請
2	・修士論文発表会 ・修士論文提出 ・学年末休業		
3	・学年末休業 ・後期成績発表 ・次年度時間割・シラバス発表 ・前期講義科目履修登録 ・学位記授与式	・学年末休業 ・後期成績発表 ・次年度時間割・シラバス発表 ・前期講義科目履修登録 ・学位記授与式	・次年度前期授業料免除申請

I 教務・学生生活

Educational Affairs / Student Life

1	諸手続について	7
	Related procedures	
2	奨学金・授業料について	13
	Scholarships / Tuition Fee	
3	保健管理センターについて	15
	Health Service Center	

1 諸 手 続 に つ い て

1 Related Procedures

I 共 通 Common Notification

(1) 諸書類の提出期限 Deadlines for Document Submission

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。

There are many documents to be submitted while you are in university. Please note that submission deadlines will be notified on the bulletin board of MY MOMJI.

(2) 各種証明書の交付 Issuance of Certificates

- ① 在学証明書 Certificate of Enrollment
- ② 修了見込証明書（修士課程及び博士課程前期のみ） Certificate of Expected Graduation (only for master's courses)
- ③ 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証） Student Discount Certificate (for student travel discount passes)
- ④ 健康診断証明書 Health Checkup Certificate
- ⑤ 学業成績証明書 Certificate of Academic Records
- ⑥ 通学証明書 Certificate of Attendance
- ⑦ 社会貢献活動証明書 Certificate Regarding Involvement in Social Contribution Activities
- ⑧ その他 Others

上記①～⑤の証明書は、『証明書自動発行機』で発行します。⑥～⑧の証明書は、学生支援グループ（学生生活担当）窓口備え付けの交付願簿により請求してください。

The above certificates from ① to ⑤ can be obtained by “Automatic certificate issuance machines” of Hiroshima University. Regarding ⑥, ⑦ and ⑧, please request the issuance of certificates with the request form at the Student Support Group (Student Life).

自動発行機設置場所 Location of Automatic Certificate Issuance Machines	利用時間 Operation Hours
基礎・社会医学棟 1 階 1F, Basic and Sociomedical Research Building	月～金 8:30～21:30 Monday - Friday: 8:30 - 21:30
歯学部 C 棟 2 階 2F, Building C of School of Dentistry	土 8:30～17:00 Saturday: 8:30 - 17:00

※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は利用できません。

* The machines are not available for use on Sundays, national holidays, and from December 29 through January 3.

注意事項 Notes

ア 学割発行枚数は、1人当たり年間20枚までです。

The total number of Student Discount Certificates issued by machine is up to 20 per person per year.

イ 発行には学生証が必要です。A student ID card is required for the certificate issuance.

ウ 発行機の使用については、画面の指示に従って操作してください。

Please use the machine according to the operation guidance displayed on the screen.

エ 学生証を再発行した場合は、旧学生証は使用できません。

When your student ID card is reissued, you cannot use the old one.

オ 発行された証明書等の内容についての問い合わせは、学生窓口に出してください。

Please ask the Student Support Group for inquiries about details of issued certificates.

(3) 国立大学図書館の相互利用 Inter-library use of all National University Libraries

中国・四国地区に存置する13国立大学においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に利活用することが可能になりました。

夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

As part of support toward improving the educational and research environments, students can use all of university libraries among

13 national universities in the Chugoku and Shikoku areas. Please use these libraries in your home town or on a journey during summer or other holidays.

II 教務関係 Educational Affairs

願い出用紙は学生支援グループ（大学院担当）窓口にて配布。指導教員の承認を経て、休学または退学等を希望する日の前月までに提出すること。

The request forms are available at Student Support Group (Graduate Students). Students shall submit them after asking for the approval of your academic supervisor by the end of one month before your desired leaving dates.

(1) 休学 Leave of absence

疾病及びその他やむを得ない事由により 3 ヶ月以上就学できない場合は、休学することができます。この場合、所定の用紙に必要事項を記入し、主指導教員に了承（了承印）を得て、休学願を提出してください。

願い出に際しては、休学開始月の前月末日までに提出してください。その日付をさかのぼり処理することはできません。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、1 回の手続きで休学できる期間は 1 年以内ですが、特別の事情により、引き続き休学を延長する場合は、休学期間が終了する前に手続きの更新が必要です。（最長連続 2 年）

※ 休学期間中も年次は進行する。

例) 2 年次の 4 月に 1 年間休学した場合、翌年 4 月に 2 年次生の授業を履修するが、扱いとしては 3 年次生になる。

※ 「疾病」による場合は、医師の診断書の提出が必要です。

※ 「やむを得ない事由」とは、次の事例等のみ該当します。

・ 授業料支払義務者が失業、死亡等又は風水害等に被災し、入学当初と状況が違い授業料等の支払が困難になった場合。

・ 出産・育児、家族の介護など。

Students unable to attend university for more than three months due to unavoidable circumstances beyond their control, such as illness, are allowed to take a leave of absence. In this case, fill out the Request for Leave of Absence form and submit it with the approval seal of academic supervisor to the Student Support Office.

Please submit the application form as early as possible because it cannot be processed retroactively. If it is submitted late, the extra tuition may be required.

The period of absence is up to one year in a single procedure. If the period exceeds one year, the renewal procedure is required before it expires. (Maximum 2 consecutive years)

* The grade is moved up during the Leave of Absence.

e.g.) In the case that a second-year student takes a Leave of Absence in April, he/she returns in next April and take the classes for second-year students meanwhile he/she is regarded as third-year student.

* In case of illness, the doctor's medical certificate is required.

* Unavoidable circumstances are admitted only in the following cases:

・ When the student have difficulty in paying tuition fee because of the different situation from the beginning of enrollment caused by the responsible tuition payer's unemployment, death, damages by natural disasters, etc.

・ Childbirth, child-rearing, or nursing-care for family members

(2) 復学 Return to university

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、休学理由が解消されたことを示す証明書（病気の場合は医師の診断書）を添付の上、復学希望月の前月末日までに復学願を提出してください。

なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

許可を受けた休学期間満了後、復学する場合の復学手続きは不要です。

Students are allowed to return to university without procedures after the approved period of the leave of absence terminates.

If your situation allows you to return to university even during the leave of absence, you can return through the prescribed procedure. In such cases, you are requested to submit the application form for Return to university and a certificate showing that the reason for leave of absence has been resolved (e.g., medical certificate from a doctor in the case of illness) by the end of the month which is one month earlier than your desired month to return.

If you return in the middle of the month, you need to pay tuition for the month.

You do not need this procedure for returning to school after the period of approved leave of absence expires.

(3) 留学 Study abroad

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は10単位を限度として認定されます。

Students wishing to study at overseas universities or junior colleges must submit the application form for Study Abroad. The period of overseas study is to be regarded as the attendance period at Hiroshima University meanwhile the leave of absence is not. At most ten credits obtained at the overseas universities can be also recognized at Hiroshima University.

(4) 退学 Withdrawal from university

諸般の理由により退学を願い出る場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、主指導教員に了承（了承印）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼって許可することはできないので、早めに願い出てください。

なお、授業料等納入すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

If you would like to withdraw from university due to some circumstances, fill out the Request for Withdrawal form and submit it with the approval seal of academic supervisor to the Student Support Office. Please submit the application form as early as possible because it cannot be processed retroactively.

However, the withdrawal will not be approved if the necessary amount of money including tuition is not paid.

(5) 身上異動（改姓等） Changes of personal information (Change of names, etc.)

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項でありますので、これらに変更が生じた場合は、戸籍抄本等を添えてすみやかに届け出てください。

Your personal information such as names is the most basic information related to university register and essential for student life as well. Please inform us of the change with the certificate e.g. an abstract of your family register as soon as possible when it arises.

(6) 履修手続等 Course registration

電子掲示板により通知された期間に、受講する全ての科目を、学内外のパソコンを利用して「もみじ」から履修登録してください。（授業時間割は、毎年授業開始時に発表します。）

また、他研究科及び他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの研究科、学部の指示に従ってください。

毎期、履修登録期間が設定されていますので、必ずその期間中に履修登録を行ってください。

履修登録期間外の履修登録を原則として認めていませんので、必ず期間内に自己責任で確認してください。

Students need to register all classes that you will take via MOMIJI during the period notified on the electric bulletin board, using any PC outside or inside university. (The class schedules are to be released at the beginning of the each semester.)

If you will take specialized subjects of other graduate schools or faculties, please follow their instructions.

The course registration period is set for each semester. Make sure to register the classes during this period.

The course registration outside the notified period is not permitted as a general rule. Please confirm that your registrations have been properly done during the registration period on your own responsibility.

(7) 学業成績表の発表について Announcement of academic records

掲示により成績を発表したことを通知しますので、「もみじ」から成績を確認してください。

ただし、個人情報保護のため、学内からの「もみじ」へのアクセスの場合のみ確認が可能です。

We will notify you of the academic records announcement on the bulletin board. You can check your academic records via MOMIJI after the announcement.

Please note that you can access the records on MOMIJI only through the campus networks in order to protect the personal information.

(8) 長期履修制度について Long-term Completion of Curricula

① 長期履修学生制度とは Long-term Completion of Curricula

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができます。

This system allows students to graduate this university or complete the educational curriculum based on their scheduled registration of courses over a certain period that exceeds the standard term of study due to such circumstances as job employment.

In this system, you can pay the tuition by yearly installments divided by the number of the approved years.

② 対象となる学生 Students eligible for the system

長期履修を願い出できる者は、次のいずれかに該当する者で、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者です。

Students who fall under the following items and express the intent to systematically complete a course over a certain period of time that exceeds the standard term of study are eligible to apply for the long-term completion of curricula

- 職業を有し、かつ、就業している者（アルバイトとして就業する者を含む。）で、学修時間の確保が著しく困難である者。

Students that are employed and working (including persons working part-time) for whom securing time for studies is especially difficult

- 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難である者。

Students that carry out domestic duties, childcare, or caregiving at home for whom securing time for studies is especially difficult

- 本学フェニックス入学制度により入学した者。

Students admitted through the Hiroshima University Phoenix Admission System

③ 長期履修の期間 Period of Long-term Completion of Curricula

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本研究科が定める年数を限度とします。

(博士課程) 通常 4 年 → 最長 8 年

(博士課程後期) 通常 3 年 → 最長 6 年 (保健学専攻は 5 年)

(修士課程・博士課程前期) 通常 2 年 → 最長 4 年 (保健学専攻は 3 年)

The maximum period of long-term completion of curricula shall be the number of years prescribed by this graduate school that falls within the maximum period of enrollment.

<Doctoral Course> Biomedical Sciences Major 8 years

Oral Health Sciences Major, Medicinal Sciences Major 6 years

Health Sciences Major 5 years

<Master's Course> Medical and Dental Sciences Major, Oral Health Sciences Major, Medicinal Sciences Major 4 years

Health Sciences Major 3 years

④ 申請手続き等 Procedure

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、指導教員と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

If you would like to be applied this system, you are required to make a course registration plan discussing with your supervisor after taking the registration guidance after admission.

※最終年次は申請不可。No application in the final year is accepted.

※履修期間の変更は一度のみ。（短縮のみ。延長は不可）

変更申請期間は年2回（4月1日～4月15日、10月1日～10月15日）

Changing the registration period is permitted only once. (For shortening only and no extension)

The application periods for the change are twice a year: April 1 to 15 and October 1 to 15.

↓

もし申請した期間より早く修了できる見込みになっても、履修期間の変更の手続きを経なければ、申請した期間満了まで修了することができません。

Even if the applicant becomes expected to complete the course earlier than the applied period, he/she cannot complete until the expiration date without the period change.

III 学生関係 Student Affairs

(1) 学生証 Student ID card

学生証は常に携帯し、大学職員からの要求があればこれを提示してください。

また、証明書自動発行機や図書館の利用及び学割、通学定期の利用等の際にも必要です。

Please carry your student ID card with you at all time and present it whenever requested by university staff. The student ID cards are also necessary for use of the automatic certificate issuance machines, libraries, student discounts, student commuter passes, etc.

① 学生証を紛失したときは、速やかに学生支援グループに申し出てください。

In case of losing your student ID card, please report it to the Student Support Group (for Graduate Students) as soon as possible.

② 修了等で学籍を離れるとき、または有効期間を経過したときは、すみやかに返却してください。

Please return the student ID card when your school registration is removed or the term of validity is passed.

③ 留年した場合、学生証再発行願を提出する必要がありますので、窓口に出してください。

You need to reissue your student ID card by submitting a request form to the student support office when you repeat a school year.

(2) 住所変更等の届出 Notification of address change

本人現住所、帰省先、電話番号等が変わった場合は、必ず「学生情報登録シート」を提出してください。

変更手続きをされないと、大学からの重要又は緊急の連絡がつかず、不利益となる場合もあります。

When your address, address of your family residence or contact information, such as telephone number, has been changed, you must submit a "Student Information Registration Sheet".

If you do not update your information, you may not receive important or emergency information. Even so, we will not take any responsibility for your disadvantages. Therefore, please be sure to do this procedure.

(3) 駐車場・駐輪場 Parking

自動車・自動二輪車・原動機付自転車及び自転車は、必ず所定の駐車場及び駐輪場に止めてください。

なお、駐車場及び駐輪場以外の場所に駐車（輪）した場合は、車の固定又は構内への入構を禁止することがあります。

Vehicles must be parked in designated area. Students using the other areas may be subject to their vehicles or bicycles being impounded or prohibited from entering the campus.

(4) 行事・集会届 Notification for events and assemblies

課外活動等で集会や大きな行事をする場合は、行事・集会届を提出してください。

Students who intend to hold large-scale assemblies or events outside a curriculum must submit a notification for events/assemblies.

(5) 事件・事故報告書 Incident/accident report

学生生活において何らかの事件や事故に巻き込まれた場合は、必ず学生窓口（大学院担当）に届け出てください。
事件・事故発生時に慌てないために、事前に指導教員の氏名・連絡先等を確認しておいてください。

In case that you are involved in criminal incidents or accidents in the student life, please notify the Student Support Group (Graduate Students).

For the avoidance of confusion in case of incidents or accidents, please make sure of your academic supervisor's name and his/her contact information in advance.

(6) 学生生活上の相談窓口について Consultation services for student life

学生生活の間に生じた、修学面・生活面・健康面等、様々な悩みについては、下記のように本学は相談窓口を設けていますので、気軽に相談してください。

Hiroshima University provides consultation services for your various concerns about studies, life, health etc. as follows. Please feel free to consult us on anything.

相談窓口一覧 List of Consultation Services

相 談 内 容 Consultation Content	窓 口 Office	相談申込み受付先等 Reservation and Inquiries	備 考 Notes
健康相談 Medical Care/Consultation	保健管理センター 霞分室 Health Service Center Kasumi Branch	詳細はこの学生便覧「3 保健管理センター について（業務案内）」をご参照ください。 Please refer to this Student Handbook [3 Health Service Center] for more information.	一部以外は、 原則予約制 Appointment needed as principle
カウンセリング・学生相談 Counseling/Consultation for Students			
心の健康相談 Counseling for Mental Health			
ハラスメント相談 Harassment Problems	ハラスメント相談室 Health Service Center Kasumi Branch	TEL:082-257-1519	事前申込み制 Appointment needed
その他 Others	何でも相談窓口 All-Purpose Counseling Center	TEL:082-424-6145 メール:gakusei-senmon@office.hiroshima-u.ac.jp	—

(7) その他 Others

講義室の使用や物品の借用もできますので、学生窓口でおたずねください。

Students can use lecture rooms and borrow equipment. Please ask the Student Support Group.

2 奨学金・授業料について

Scholarships / Tuition Fee

I 奨学金について Scholarship Systems

学業成績が優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者については、選考のうえ、奨学金を貸与又は給付する制度があります。

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金、そして本学独自に設けた奨学制度があります。

これらの奨学金に関する取り扱いは、教育室学生生活支援グループで行っています。

なお、奨学金の案内は「もみじ」により行っています。

また、申請者・受給者に対しての通知は原則「My もみじ」の電子掲示板にて行いますので定期的に確認するようにしてください。

Hiroshima University has scholarship loan and payment system for approved students who have outstanding academic records and difficulty in paying their tuition fees due to financial circumstances.

Hiroshima University deals with scholarships provided by the Japan Student Services Organization, several private / municipal scholarships and Hiroshima University's own scholarship.

Student Services Group handles in these scholarships. The announcements of scholarships shall be made on MOMIJI. Notifications for the applicants and the recipients shall be also posted on the electric bulletin board of MY MOMIJI as a general rule. Please check MOMIJI regularly.

「もみじ」の URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「奨学金」

<参考>日本学生支援機構のホームページ : <http://www.jasso.go.jp/>

MOMIJI URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/en/index.shtml>

→”Campus life Information” →”Financial Information” →”Scholarships”

Reference: Japan Student Services Organization (JASSO) : <http://www.jasso.go.jp/>

II 授業料、授業料免除 Tuition and the Exemption

(1) 授業料の納付 Payment of tuition

授業料は、前期（4月末まで）、後期（10月末まで）に分けて、本学から学生情報登録シートにある学資負担者宛に送付する振込用紙により銀行振込をすることとなっています。

Students need to pay the tuition divided into the first semester (by the end of April) and the second semester (by the end of October) by bank transfer with a payment slip which is sent to the person responsible for tuition payment indicated on the Student Information Registration Sheet.

(2) 授業料の免除等 Tuition exemption, etc.

- ① 授業料の減免は、通則第 48 条及び授業料等免除及び猶予規則第 5 条により学業優秀であり、かつ経済的理由により納付が困難と認められる者を対象に選考のうえ、全額又は半額が免除されます。

As stipulated in Article 48 of Hiroshima University General Provisions and Article 5 of Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement, the exemption from the entire tuition or half the tuition may be approved for a student that has difficulty making payment due to economic reasons and recognized as demonstrating outstanding academic performance.

- ② 授業料の月割分納は、通則第 48 条及び授業料等免除及び猶予規則第 8 条により、特別の事情で一括納入が困難と認められる者に対し審査のうえ、許可されます。

The payment by monthly installments may be approved for a student recognized as having difficulty paying tuition at once due to special circumstances after reviewed as stipulated in Article 48 of Hiroshima University General Provisions and Article 8 of Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement.

- ③ 授業料の免除又は月割分納の許可を受けようとする者は、所定の期限までに願書（所定の用紙）を教育・国際室学生生活支援グループへ提出してください。提出期限等については掲示で通知します。

A person intending to pay by the monthly installments must submit the prescribed application form to the Student Services Group by the fixed deadline.

- ④ 授業料の減免又は月割分納を願い出た者は、許可決定まで授業料の納付を猶予されます。（いったん納入された授業料は、返還されないので注意してください。）

A person who has applied for tuition exemption or the payment by monthly installments will be exempt from paying the tuition fee until they are approved.

(Please note that the tuition fee cannot be refunded once it is paid.)

「もみじ」の URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「入学料免除・入学料徴収猶予」

MOMIJI URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/en/index.shtml>

→”Campus life Information”→”Financial Information”

→”Admission fee exemption / Tuition exemption”

<問い合わせ先>

広島大学 教育室 学生生活支援グループ

〒739-8514 東広島市鏡山 1-7-1

電話 (082) 424-6167・6169 (奨学金担当)

(082) 424-6163・6138 (入学料・授業料免除担当)

<Inquiry>

Student Services Group, Education Office, Hiroshima University

1-7-1 Kagamiyama, Higashi-Hiroshima City, Hiroshima 739-8514, JAPAN

Tel : 082-424-6167・6169 (Scholarships)

082-424-6163・6138 (Tuition Exemption)

3 保健管理センターについて（業務案内） Health Service Center

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。また、学生の諸々の悩みについても相談に応じています。

The Health Service Center is a university-wide facility that provides physical and mental health management services for students, and faculty members, aiming to prevent diseases and promote good health. They provide consultations for your various kinds of concerns.

・定期健康診断 Regular Health Checkup

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断を行います。健康管理の一貫として、毎年必ず受診して下さい。日時や場所は、掲示、保健管理センターのホームページ等でお知らせします。随時の健康診断は行わないので注意してください。

The regular health checkup is held to all students in April every year. All students are required to undergo the health checkup as a part of health care. The date, time and venue will be posted on the bulletin board, the web page of the Health Service Center, etc. Irregular health examinations shall not be provided.

・健康診断証明書の発行 Insurance of Health Checkup Certificate

健康診断の結果は、定期健康診断を受診された方に発行します。健康診断で特に問題のない方は、学内に設置されている証明書自動発行機でも発行できます。発行が可能になりましたら、学生情報システム「もみじ」の電子掲示板でお知らせしますので、各自、健康診断結果を確認して下さい。

再検査の必要な方等、証明書自動発行機では発行できない場合や、厳封及び特定の用紙での発行が必要な時は、保健管理センターで発行を受けてください。

The certificate is provided to those who had a health checkup. If there is no problem with your health, you may print out your health certificate in Japanese by the automatic certificate issuance machines. Once the certificate issuance is ready, you will be informed of on the electric bulletin board of the Student Information System “MOMIJI”. Please check the checkup result.

For those who should retake the health checkup, those who cannot have the certificate by the automatic issuance machine for some reason, and those who need it sealed, with specific form, or in English, visit the Health Service Center and ask for issuance.

・応急処置 First Aid

学内、登下校中に生じたけがなどに対して応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

The first aid will be provided for injuries on campus or on the way to and from university. Referrals to a special physician may also be given according to the situation. You can take a rest at the medical care room if you feel sick.

・健康相談 Health Consultation

医師または看護師が健康管理全般にわたって相談に応じます。

Health consultation by a physician or a nurse is available for health problems you are concerned about.

・内科診察 Medical Care and Consultation (Internal Medicine)

内科医が診察します。内科以外でも体に異常や不安を感じる事があれば、情報提供や助言、必要に応じて外部医療機関を紹介します。

You can be seen by a physician. Even if there is something wrong with you other than the Internal Medicine, the Health Service Center will provide you with information, advices or introduce external medical institutions as needed.

・**栄養相談 Nutrition Consultation**

管理栄養士が食生活全般についての相談に応じます。また、初めての一人暮らしで自炊に困った時の簡単メニューを紹介しています。

You can consult with a national registered dietitian about eating habits and diets. They also provide easy recipes in case you have difficulty in cooking your own food on your first independent life.

・**婦人科健康相談（予約制） Gynecologic Consultation (Appointment Needed)**

女性婦人科医が相談に応じます。

You can consult with a female gynecologist handles health consultation for women.

・**泌尿器科健康相談（予約制） Urologic Consultation (Appointment Needed)**

泌尿器科医が相談に応じます。

You can consult with a urologist.

・**歯科健康相談（予約制） Dental Consultation (Appointment Needed)**

歯科医が相談に応じます。

You can consult with a dentist about various dental problems.

・**カウンセリング・学生相談 Counseling and Consultation for Students**

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の問題などで悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

A counselor (clinical psychotherapist) provides consultation for physical / mental disorders, concerns about the human relationships, your personality, career options and so on. Please make an appointment for the counseling.

・**メンタルヘルス（精神科相談・診療） Mental Health Counseling (Psychiatric Consultation / Care)**

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」、「体がだるい」、「眠れない」、「不安でしょうがない」、「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

Psychiatrists deal with various kinds of consultation about the mental health. Please consult them if you are in trouble wish symptoms such as lowering of motivation, feeling weak, sleeplessness, feeling dread, nervousness, etc. Please make a reservation.

※診療時間・曜日など、詳しくは保健管理センターホームページをご覧ください。

See the Health Service Center's website below for more information.

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

Ⅱ 教育の方法及び内容等

Educational System & Contents

1 教育に関する規則 Regulations related to Education

(1) 広島大学通則	17
Hiroshima University General Provisions	
(2) 広島大学大学院規則	28
Hiroshima University Graduate School Regulations	
(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	41
Hiroshima University By-laws for Graduate School of Biomedical and Health Sciences	
(4) 広島大学学位規則	46
Hiroshima University Degree Regulations	
(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	51
(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	56
Hiroshima University Graduate School By-Laws Regarding Classes for Common Subjects	
(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	61
Hiroshima University By-Laws Regarding Approval of Previously Acquired Credits	
(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	62
Hiroshima University By-Laws on the Treatment of Long-term Completion of Curricula	
(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	63
Hiroshima University Regulations on Assisting Disabled Students with School Attendance, etc.	
(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	65
Hiroshima University Excellent Student Scholarship Regulations	

※上記規則（英語版）は、広島大学 HP にて確認してください。

Please see the regulations (English version) mentioned above in Hiroshima University HP.

2 各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き

Research guidance system and procedures for applying for master's / doctoral degrees

○医歯科学専攻（修士課程）	Medical and Dental Sciences Major (Master's Course)	67
○口腔健康科学専攻（博士課程前期）	Oral Health Sciences Major (Master's Course)	79
○薬科学専攻（博士課程前期）	Medicinal Sciences Major (Master's Course)	85
○保健学専攻（博士課程前期）	Health Sciences Major (Master's Course)	93
○医歯薬学専攻（博士課程）	Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)	101
○口腔健康科学専攻（博士課程後期）	Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)	113
○薬科学専攻（博士課程後期）	Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)	119
○保健学専攻（博士課程後期）	Health Sciences Major (Doctoral Course)	125
○博士課程リーダー育成プログラム		
「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」関連科目		131
Phoenix Leader Education Program for Renaissance from Radiation Disaster		

広島大学通則

目次

第 1 章	総則(第 1 条―第 9 条)
第 2 章	入学(第 10 条―第 18 条)
第 3 章	教育課程(第 19 条―第 27 条)
第 4 章	他の大学等における授業科目の履修(第 28 条―第 31 条)
第 5 章	休学及び退学(第 32 条―第 35 条)
第 6 章	転学部、転学科及び転学(第 36 条―第 38 条)
第 7 章	賞罰及び除籍(第 39 条―第 43 条)
第 8 章	卒業及び学位の授与(第 44 条―第 46 条)
第 9 章	授業料(第 47 条―第 51 条)
第 10 章	研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条―第 54 条)
第 11 章	厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
附則	

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系)
	第二類(電気・電子・システム・情報系)
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)

第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

- 3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第 13 条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(検定料の免除)

第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者
- (3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入學として入學を許可することができる。
- 3 前2項による入學者の既修得単位、修業年限及び在學年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入學手続)

第16条 入學の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入學手続書類」という。)を提出するとともに、入學料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入學料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入學料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨學制度による奨學生(以下「フェニックス奨學生」という。)には、入學料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入學料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入學許可)

第16条の3 学長は、第16条の入學手続を完了した者(入學料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨學生申請中の者を含む。)に入學を許可する。

(検定料及び入學料の返還)

第17条 既納の検定料及び入學料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入學試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円

(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入學料を納付した者が入學手続書類を提出しなかったとき その入學料相当額

(編入學)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入學を志願する者については、試験の上、編入學を許可することができる。

2 編入學の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目

の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあつては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

- (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
- (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
- (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。
(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。
(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等
(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、

教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

- 2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

(2) 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条―第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条―第 36 条)
- 第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条―第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条―第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条―第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条―第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条―第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 専門職学位課程は、教育学研究科教職開発専攻を教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科を法科大学院の課程として取り扱うものとする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第 4 条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

教職開発専攻(専門職学位課程)
学習開発学専攻(博士課程前期)
教科教育学専攻(博士課程前期)
日本語教育学専攻(博士課程前期)
教育学専攻(博士課程前期)
心理学専攻(博士課程前期)
高等教育学専攻(博士課程前期)
教育学習科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻
社会経済システム専攻
マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻
物理科学専攻
化学専攻
生物科学専攻
地球惑星システム学専攻
数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻
分子生命機能科学専攻
半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻
口腔健康科学専攻
薬科学専攻
保健学専攻
医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻
機械物理工学専攻
システムサイバネティクス専攻
情報工学専攻
化学工学専攻
応用化学専攻
社会基盤環境工学専攻
輸送・環境システム専攻
建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻
生物機能開発学専攻
環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻
教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(専門職学位課程の標準修業年限)

第9条 教育学研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあつては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 15 条 修士課程若しくは博士課程前期又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者をさせる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

(10) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。
(検定料の免除)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第 16 条第 2 号から第 8 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(教育学研究科教職開発専攻の学生を除く。)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教育学研究科又は法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。法務研究科にあっては 30 単位とする。ただし、93 単位を超える単位の修得を法務研究科の修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用す

る。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあっては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。))を超えないものとする。

- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。))の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。))を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。))以外のものについては、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあっては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。))を超えないものとする。

- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ
適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定す
る修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う
次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって
当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべ
きものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第44条の2 教育学研究科教職開発専攻の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 教育学研究科が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で教育学研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を

超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30 単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第 35 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 35 条第 1 項ただし書及び前項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第 46 条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。
- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第 48 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第 7 章 授業料

(授業料)

第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(法務研究科にあつては 804,000 円)とする。ただし、第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 第 2 項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

- 2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。
- 3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第57条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 29 年 2 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は 専門職学位課程		博士課程又は博士課程 後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	教職開発専攻	20	40	—	—
	学習開発学専攻	20	40	—	—
	教科教育学専攻	80	160	—	—
	日本語教育学専攻	14	28	—	—
	教育学専攻	14	28	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育学専攻	5	10	—	—
	教育学習科学専攻	—	—	49	147
	計	172	344	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454

工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	20	60	—	—
	計	20	60	—	—
総計		1,052	2,124	490	1,567

改正 平成24. 9. 27・平成25. 3. 28・平成25. 5. 23・平成25. 10. 24・平成25. 11. 28・

平成26. 7. 24・平成27. 3. 26・平成27. 4. 23・平成27. 9. 3・平成28. 3. 24・平成29. 3. 22

広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合的研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することを目的とする。

2 医歯薬学専攻(博士課程)は、研究能力に裏打ちされ、かつ医療系の幅広い知識と学識を有した高度専門医療人としての指導的臨床能力を有した医師、歯科医師、薬剤師又はこれらの枠を超えた先端的生命科学研究に精通した人材を養成することを目的とする。

3 口腔健康科学専攻(博士課程前期)は、口腔保健の高度専門医療人並びに口腔健康科学、口腔工学の確立及び普及を担う教育者・研究者となる人材を養成することを目的とする。

4 口腔健康科学専攻(博士課程後期)は、口腔健康科学分野の教育研究をリード、展開し、国際的に貢献できる人材を養成するとともに、国民の健康の維持増進を目的とし、口腔から全身の健康を維持増進するための口腔健康科学の学術分野を構築できる教育者及び大学・企業における研究者となる人材を養成することを目的とする。

5 薬科学専攻(博士課程前期)は、創薬研究者及び生命科学研究者として幅広い分野で活躍できる人材、薬科学の発展と普及を担う教育者・研究者並びに薬科学分野で国際的に活躍できる人材を養成することを目的とする。

6 薬科学専攻(博士課程後期)は、薬科学に関する深い学識及び高い見識を有し、薬科学の研究・教育を通じて、我が国の創薬科学及び生命科学の発展に貢献できる人材、国際的視点に立って創薬科学及び生命科学を基礎とした応用研究を展開できる人材を養成することを目的とする。

7 保健学専攻(博士課程前期)は、保健学に関する豊かで幅広い学識と高度な研究能力及び問題解決能力を涵養し、独創性、未来志向性を引き出すことができる教育者・研究者並びに先進的な保健・医療・福祉に関する情報発信と共有化の担い手となり、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

8 保健学専攻(博士課程後期)は、看護学の新しい理論と実践方法を自立して研究・開発できる看護学教育・研究者を養成するとともに、理学療法及び作業療法学において高度な専門知識を持ち、優れた研究能力を持った教育者及び学問体系確立のための研究開発者を養成することを目的とする。

9 医歯科学専攻(修士課程)は、教育研究機関において医学・歯学の学際領域における基礎的・応用的研究の推進に貢献しうる人材及びバイオテクノロジー、医療、製薬等に関係する企業等において研究開発又は医療関係業務に関わる人材を養成するとともに、医学物理学分野で国際的に活躍できる人材、高度専門職業人として活躍できる人材及び医学物理学の確立と普及を担う教育者・研究者を養成すること、また、疫学、生物統計学、社会科学・行動科学、保健行政・医療管理学などを修め、科学的根拠に基づく医療を実践する医療従事者等を養成することを目的とする。

(専門プログラム)

第3条 医歯薬学専攻(博士課程)に医学専門プログラム、歯学専門プログラム、薬学専門プログラム及び放射線医学専門プログラムを置く。

(コース)

第4条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)に臨床コース及びリサーチコースを置く。

2 保健学専攻(博士課程前期)に専門看護師コースを置く。

3 医歯科学専攻(修士課程)に医歯科学コース、医学物理士コース及び公衆衛生学コースを置く。

第5条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 医歯科学専攻(修士課程)の学生は、前条第3項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

3 前2項のコースの決定時期は、入学時とする。

4 第1項のコースを変更しようとするときは、研究科長に願い出てその許可を得なければならない。

(特別コース)

第6条 医歯薬学専攻(博士課程)に、東南アジア歯科医療高度化推進ツイニングプログラム特別コースを置く。

2 医歯薬学専攻(博士課程)に、広島大学医学部医学科・大学院医歯薬保健学研究科連携MD-PhDコース(以下「MD-PhDコース」という。)を置く。

3 前2項のコースに関する事項は別に定める。

(教育課程)

第7条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第11までのとおりとする。

(授業科目等)

第8条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1から別表第12までのとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法)

第10条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、主指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第11条 研究科長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、第4項に規定する願い出に基づき学生ごとに指導教員を定める。

2 修士課程及び博士課程前期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。

3 博士課程後期及び博士課程の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。この場合において、副指導教員のうち1人は主指導教員と同一専攻の教員が担当し、他の1人は同一専攻の他分野又は他専攻の教員が担

当するものとする。

- 4 学生は、入学後4週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願を研究科長に提出しなければならない。
- 5 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て所定の指導教員変更願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

(教育方法の特例)

第12条 職業を有する学生については、研究科教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、修士課程及び博士課程前期にあつては4年(保健学専攻にあつては3年)、博士課程後期にあつては6年(保健学専攻にあつては5年)、博士課程にあつては8年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第15条 養護教諭の教育職員の普通免許状(一種)を有する学生は、保健学専攻において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、養護教諭の教育職員の専修免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

- 2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1から第3までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程前期の修了要件)

第17条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第4から別表第6まで及び別表第12の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、研究科教授会の議を経て研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第18条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第7から別表第9まで及び別表第12の定めるところに従って12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第19条 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、別表第10から別表第12までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第20条 修士及び博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規(平成24年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第21条 修士課程、博士課程前期、博士課程後期及び博士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第22条の2 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条の3 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者は、所定の手続を行い、研究科教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第23条 研究科を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り研究科教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

2 再入学者は、退学前に所属した専攻に入学するものとする。

3 再入学者の修業年限及び在学年限は、研究科教授会の議を経て定めるものとする。

4 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力検査を行うことがある。

(転専攻)

第24条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、研究科教授会の議を経て研究科長において特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成29.3.22 一部改正）

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の授業科目及びその単位数は、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則（以下「新細則」という。）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考文献を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

- 第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。
- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

- 第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。
- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

- 第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。
- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

- 第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。
- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

- 第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。
- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

- 第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

- 第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

- 第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

- 第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。
- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

- 第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。
- (その他)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第53号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術

生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)
法務研究科	法務博士(専門職)

(様式略)

改正 平成 27 年 3 月 26 日 一部改正

平成 28 年 3 月 24 日 一部改正

平成 28 年 9 月 29 日 一部改正

広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「本研究科」という。)の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 規則第3条第2項に規定する学位に付記する専攻分野の名称のうち、本研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	専攻分野の名称	
	修士	博士
医歯薬学専攻		医学 歯学 薬学 学術
口腔健康科学専攻	口腔健康科学	口腔健康科学
薬科学専攻	薬科学	薬科学
保健学専攻	看護学 保健学	看護学 保健学
医歯科学専攻	医科学 歯科学 学術 公衆衛生学	

第2章 大学院医歯薬保健学研究科の修士課程及び博士課程前期の修了認定のために行う学位審査等

(学位申請の資格要件)

第3条 規則第2条第2項の規定により修士の学位の授与を申請することができる者は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(平成24年4月1日研究科長決裁。以下「研究科細則」という。)第17条第2項若しくは第18条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文の作成等に対する指導を受けたものとする。

(修士論文題目届及び論文要旨の提出)

第4条 前条の規定に該当する者が学位の授与を申請しようとするときは、修士論文題目届(別記様式第1号)及び論文要旨を所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(修士論文の提出)

第5条 前条の規定による届け出を行った者の修士論文は、所定の期日までに、正本1通及び副本2通、計3通を研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

- 第 6 条 前条の規定により修士論文の提出があったときは、研究科長は、直ちに審査委員会を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、主指導教員を含む 3 人の委員で組織し、主指導教員が委員長となるものとする。
- 3 審査委員会委員は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教育委員会(以下「研究科教育委員会」という。)の推薦に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)で決定する。

(修士論文の審査)

- 第 7 条 審査委員会は、提出された修士論文について審査を行い、委員の過半数をもって可否の判定を行う。
- 2 修士論文の審査は、2 月末日(前期末修了の場合は、8 月末日)までに終了するものとする。

(修士論文の発表)

- 第 8 条 修士論文を提出した者は、当該論文の内容を本研究科の修士論文発表会で発表するものとする。

(最終試験)

- 第 9 条 審査委員会は、修士論文提出者について最終試験を行い、委員の過半数をもって可否の判定を行う。
- 2 最終試験は、修士論文を中心とした口述試験によることを原則とする。
- 3 最終試験は、2 月末日(前期末修了の場合は、8 月末日)までに終了するものとする。

(修了判定)

- 第 10 条 審査委員会委員長は、修士論文要約及び論文概評(別記様式第 2 号)を記載した報告書を作成し、研究科教授会に提出するものとする。
- 2 研究科教授会は、前項の報告書及び最終試験の結果に基づいて審議し、修了の判定を行う。

第 3 章 大学院医歯薬保健学研究科の博士課程後期及び博士課程の修了認定のために行う学位審査等

(学位申請の資格要件及び時期)

- 第 11 条 規則第 2 条第 2 項の規定により博士の学位の授与を申請することができる者は、研究科細則第 18 条若しくは第 19 条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。
- 2 前項の規定に該当する者が学位の授与を申請することができる時期は、修了予定年度の 1 月末日(前期末修了の場合は、7 月末日)までとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する者は、随時申請することができるものとする。

(学位論文の発表)

- 第 12 条 学位の授与を申請しようとする者は、学位論文(以下「論文」という。)の内容を本研究科の発表会で発表しなければならない。

(学位申請の手続)

- 第 13 条 第 11 条第 1 項の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願(別記様式第 3 号) 1 通
 - (2) 論文目録(別記様式第 4 号) 2 通
 - (3) 論文 2 通
 - (4) 参考論文のあるときは参考論文 2 通
 - (5) 論文内容要旨(2,000 字以内) 2 通
 - (6) 履歴書(別記様式第 5 号) 2 通
- 2 前項第 3 号の論文は、学術誌に掲載(予定を含む。)された筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文とする。ただし、未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を 1 年以内に学術誌に公表しなければならない。

(論文の受理)

第 14 条 前条の規定により論文の提出があったときは、研究科長は、研究科教育委員会にその論文を付託する。

2 研究科教育委員会は、付託された論文について前 3 条に定める資格要件及び手続き等を確認する。

(審査委員会)

第 15 条 研究科長は、前条第 2 項の確認に基づいて、論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は、その受理決定に基づき、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、3 人以上の委員をもって組織し、そのうち 2 人以上は本研究科の教授とする。ただし、主指導教員及び副指導教員は委員になることができない。

3 研究科教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

4 審査委員会委員は、研究科教育委員会の推薦に基づき、研究科教授会で決定し、委員長は、委員の互選によるものとする。

(審査及び最終試験)

第 16 条 審査委員会は、論文を受理した日から 1 年以内に審査及び最終試験を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口答又は筆答により行う。

3 第 1 項の報告の際の文書は、論文審査の結果の要旨(別記様式第 6 号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第 7 号)とする。

第 17 条 研究科長は、前条第 1 項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第 18 条 研究科教授会は、第 16 条第 1 項の報告に基づいて審議し、投票により可否を決定する。

2 前項の研究科教授会には、必要に応じて、論文提出者を招致することができる。

(学位授与の期日)

第 19 条 論文審査及び最終試験に合格した者の学位授与の期日は、次のとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に合格した者 学期末
- (2) その他の者 合格した日

第 4 章 論文提出による学位審査等

(学位申請の資格要件)

第 20 条 規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本研究科の教授から申請の推薦を受けた者
 - (2) 論文が共著の論文である場合は、共著者に前号の教授が含まれている者
 - (3) 論文が単著の論文である場合は、第 1 号の教授の研究指導を受けている者
 - (4) 広島大学における 6 月以上の研究歴を有する者
- 2 論文提出による博士(医学)、博士(歯学)、博士(薬学)又は博士(学術)の学位の授与を申請する者は、前項に該当する者のうち、次のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 本研究科の博士課程に 4 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
 - (2) 大学において医学、歯学又は 6 年制の薬学若しくは獣医学の課程を修了した者で、6 年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの
 - (3) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で、6 年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

- (4) 大学(医学, 歯学又は6年制の薬学若しくは獣医学の課程を除く。)を卒業した者で, 8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの
- (5) 研究科教授会が前各号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者
- 3 論文提出による博士(口腔健康科学), 博士(薬科学), 博士(看護学)又は博士(保健学)の学位の授与を申請する者は, 第1項に該当する者のうち, 次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 本研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し, かつ, 研究指導を受けた後退学した者
 - (2) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で, 5年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの
 - (3) 大学を卒業した者で, 8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの
 - (4) 研究科教授会が前3号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者
- 4 前3項に規定する各研究歴は, 次に該当するものでなければならない。
 - (1) 大学の専任の教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は, 大学院に在学した期間
 - (3) 研究科教授会が前2号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
(学位論文の発表)

第21条 学位の授与を申請しようとする者の学位論文の発表については, 第12条の規定を準用する。
(学位申請の手続)

第22条 第20条の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは, 次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書(別記様式第8号) 1通
 - (2) 学位申請者調書(別記様式第9号) 1通
 - (3) 論文目録(別記様式第4号) 2通
 - (4) 論文 2通
 - (5) 参考論文のあるときは参考論文 2通
 - (6) 論文内容要旨(2,000字以内) 2通
 - (7) 履歴書(別記様式第5号) 2通
 - (8) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業証書(学位記)の写し 1通
 - (9) 研究期間を証する指導教員又はこれに準ずる者の証明書(別記様式第10号) 1通
 - (10) 規則第4条第3項に定める審査手数料
- 2 前項の規定にかかわらず, 最終学校が広島大学(以下「本学」という。)である場合の同項第8号に規定する書類及び本学における専攻分野に関する研究歴を有する者の当該研究歴に係る同項第9号に規定する書類は必要としない。
- 3 第1項第4号の論文については, 第13条第2項の規定を準用する。
(論文の受理)

第23条 前条の規定により論文の提出があったときの論文の受理については, 第14条の規定を準用する。
(審査委員会及び試問委員会)

- 第24条 研究科長は, 前条の確認に基づいて, 論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は, その受理決定に基づき, 直ちに審査委員会及び試問委員会を設けるものとする。
- 2 審査委員会及び試問委員会は, それぞれ3人以上の委員をもって組織し, そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし, 指導教員は審査委員会委員及び試問委員会委員になることができない。
 - 3 研究科教授会において必要と認めたときは, 本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員及び試問委員会委員に加えることができる。
 - 4 審査委員会委員及び試問委員会委員は, 研究科教育委員会の推薦に基づき, 研究科教授会で決定し, 委員長は,

委員の互選による。この場合において、審査委員会委員が試問委員会委員を兼ねることができるものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問委員会は設けないものとする。
(審査及び試問)

第25条 審査委員会及び試問委員会は、論文を受理した日から1年以内にそれぞれ審査及び試問を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の試問は、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学識を有することを確認するため、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。この場合において、外国語については、1種類を課すものとする。

- 3 第1項の報告の際の文書は、「論文審査の結果の要旨(別記様式第6号)」及び「学力確認の結果の要旨(別記様式第11号)」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問を試験に代える。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

第26条 研究科長は、前条第1項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第27条 研究科教授会は、第25条第1項の報告に基づいて審議し、投票により可否を決定する。

- 2 前項の場合においては、第18条第2項の規定を準用する。

(学位授与の期日)

第28条 論文審査及び試問に合格した者の学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 雑則

(その他)

第29条 この内規で定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年9月29日 一部改正)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(様式略)

(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育・東千田担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育・東千田担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育・東千田担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 29 年 2 月 21 日 一部改正)

1 この細則は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学大学院共通授業科目に関する細則第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項及び第 7 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第2条第1項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	人文社会系キャリアデザインⅠ(キャリア理論)	1	グローバルキャリアデザインセンター
	人文社会系キャリアデザインⅡ(キャリア開発)	1	
	理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション, プレゼンテーション)	1	
	理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
	ストレスマネジメント	2	
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1	
	高度イノベーション人財のためのキャリアデザインⅠ	1	
	イノベーション・マネジメント	1	
	高度イノベーション人財のためのキャリアデザインⅡ	1	
	イノベーション演習	2	
	長期インターンシップ	2	
	英語論文読解演習	2	ライティングセンター
	論文英語修辞学	2	
	科学者のための英語プレゼンテーション術	1	
	英語論文執筆のためのアカデミック・ライティング	1	
	論文英語修辞学演習	2	
	学問と社会	2	教育本部
	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論(国際関係)	2	
	コア科目A(現代リスク論)	2	
	コア科目B(現代リスク論)	2	
	コア科目A(総合情報論)	2	
	コア科目B(総合情報論)	2	
	コア科目A(文明と環境)	2	
	コア科目B(文明と環境)	2	
	コア科目A(創造と想像)	2	
	コア科目B(創造と想像)	2	
	総合人間学	2	文学研究科
	学術文章の書き方とその指導法ー大学教員を目指してー	2	教育学研究科
	大学教員養成講座	2	
	大学院生のための学術情報検索	2	

基礎	グローバル法政特講(地球市民と平和)	2	社会科学部研究科
	理学融合基礎概論 B	2	理学部研究科
	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理(Research Ethics)	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	MOT とベンチャービジネス論	2	工学部研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science(1)	2	
	General Biosphere Science(2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	平和共生特論	2	国際協力研究科
	環境管理特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
	東アジア法	1	法務研究科
専門	サステナブル物質科学	2	自然科学研究支援開発センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは原則「My もみじ」で行ってください。

<平成 29 年度開講科目（基礎）>

社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	グローバルキャリアデザインセンター
人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
理工系キャリアデザイン1 （コミュニケーション、プレゼンテーション）	1	
理工系キャリアデザイン2（ファシリテーション）	1	
ストレスマネジメント	2	
リーダーシップ手法—キャリア開発の視点から—	1	
高度イノベーション人材のためのキャリアデザインⅠ	1	
イノベーション・マネジメント	1	
高度イノベーション人材のためのキャリアデザインⅡ	1	
イノベーション演習	2	
長期インターンシップ	2	
英語論文読解演習	2	ライティングセンター
英語論文執筆のためのアカデミック・ライティング	1	
論文英語修辞学演習	2	
科学者のための英語プレゼンテーション術	1	
論文英語修辞学	2	
学問と社会	2	教育本部
コア科目 A（現代リスク論）	2	総合科学研究科
コア科目 A（創造と想像）	2	
コア科目 A（総合情報論）	2	
コア科目 A（文明と環境）	2	
コア科目 B（現代リスク論）	2	
コア科目 B（創造と想像）	2	
コア科目 B（総合情報論）	2	
コア科目 B（文明と環境）	2	
学術文章の書き方とその指導法—大学教員を目指して—	2	教育学研究科
大学教員養成講座	2	
大学院生のための学術情報検索	2	
理学融合基礎概論 B	2	理学研究科
社会実践理学融合特論	2	
科学コミュニケーション概論	1	
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
MOT とベンチャービジネス論（MOT-1）	2	工学研究科
技術戦略論（MOT-2）	2	

知的財産及び財務・会計論 (MOT-3)	2	工学研究科
技術移転論 (MOT-4)	2	
MOT and Venture Business (MOT-E1) (E)	2	
Technology Transfer (MOT-E2) (E)	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科

(E) : 英語で行われる授業科目

研究倫理涵養分野 (社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理 (Research Ethics) (E)	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科

(E) : 英語で行われる授業科目

国際理解育成分野 (グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論 (※)	2	総合科学研究科
英米社会論 (国際関係) (※)	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 (地球市民と平和) (E) (※)	2	社会科学研究科
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究科
General Biosphere Science (2) (E)	2	
平和共生特論 (E) (※)	2	国際協力研究科
環境管理特論 (E) (※)	2	
経済開発政策特論 (E) (※)	2	
教育開発特論 (E) (※)	2	
アジア文化特論 (E) (※)	2	
平和と安全 (E) (※)	2	
恒久的平和と文化 (E) (※)	2	
東アジア法	1	法務研究科

(E) : 英語で行われる授業科目

※ : 平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。

なお、社会科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

<平成 29 年度開講科目 (専門)>

高度専門職業人養成分野 (高度な専門知識を養成する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	自然科学研究支援開発センター
生命科学概論	2	先端物質科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論 (E)	4	国際協力研究科
能力開発特論 (E)	2	

(E) : 英語で行われる授業科目

(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 28 年 6 月 21 日規則第 160 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(10)広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 7 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前に入学した学部(部)の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医歯科学専攻 修士課程

Medical and Dental Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	67
	List of Classes and Professors	
2	医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き	75
	Research guidance system in the master's course of Medical and Dental Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり，30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

<医歯科学コース Medical and Dental Sciences Course>

①必修科目 Compulsory Subjects

8 科目 13 単位を修得すること。 Acquire 13 credits of 8 subjects

②共通科目 Common Subjects

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，2 単位以上を修得すること。

Acquire 2 credits of "Special Course of Biomedical & Health Sciences" and other subjects

③選択科目 Elective Subjects

3 単位以上修得すること。 Acquire 3 or more credits

④専門科目 I Specialized Subject I

主指導教員の指定する科目を含む，4 単位以上を修得すること。

Acquire 4 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

⑤専門科目 II Specialized Subject II

主指導教員の指定する科目を含む，8 単位以上を修得すること。

Acquire 8 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

<医学物理士コース Medical Physics Course>

①必修科目 Compulsory Subjects

12 科目 23 単位を修得すること。 Acquire 20 credits of 12 subjects

②共通科目 Common Subjects

幅広い知識と学識を深めることを目的として，「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，2 単位以上を修得することを推奨する。 Recommended to complete 2 or more credits of "Special Course of Biomedical & Health Sciences", etc. in order to acquire deep and rich knowledges

③選択科目 Elective Subjects

主指導教員の指定する科目を含む，7 単位以上を修得すること。

Acquire 7 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

<公衆衛生学コース Public Health Course>

① 必修科目 Compulsory Subjects

12 科目 20 単位を修得すること。 Acquire 23 credits of 12 subjects

②選択必修科目 Elective Compulsory Subjects

1 科目 6 単位を修得すること。 Acquire 6 credits of 1 subjects

③共通科目 Common Subjects

幅広い知識と学識を深めることを目的として，「研究方法概論」等の科目のうちから，2 単位以上を修得することを推奨する。 Recommended to complete 2 or more credits of "Methods in biomedical sciences" etc. in order to acquire deep and rich knowledges

④選択科目 Elective Subjects

4 単位以上修得すること。 Acquire 4 or more credits

※非医療系学部出身者は「臨床医歯学総論」または「医歯薬保健学特論」を含む 4 単位以上を履修すること。 Those who have not studied in medical field must take 4 or more credits including "General Clinical Medicine and Dentistry" and "Special Course of Biomedical and Health Sciences."

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major

医歯科学コース Medical and Dental Sciences Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
人体の構造 Human anatomy	2	2		1前	2		2		青山 裕彦	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2	2		1前	2		2		吉栖 正生	
病因病態学 Pathology	2	2		1後		2		2	武島 幸男	
生体防御学 Seminar on host defense	1	1		1後		1		1	菅井 基行	
総合薬理学 General phrmacology	1	1		1後		1		1	酒井 規雄	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1	1		1前	1		1		烏帽子田 彰	
臨床医歯学総論 General clinical medicine and dentistry	2	2		1後		2		2	大段 秀樹	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
選択科目 Elective Subject										
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	青山 裕彦	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		(未定)	
病院実習 Clinical practice course in university hospital	1		1	1後		1		1	(未定)	
医歯学情報学 Health informatics	1		1	1後		1		1	(未定)	
基礎放射線医学 Fundamentals of radiation medicine	1		1	1後		1		1	(未定)	
再生医学・医工学 Regenerative medicine / Tissue-engineering	1		1	1後		1		1	(未定)	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅠ	2		2	1前	2		2		田中 純子	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅡ	2		2	1後		2		2	田中 純子	
専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ										
医歯科学演習（解剖学及び発生生物学） Seminar on Anatomy and Developmental Biology	4		4	1	2	2	2	2	青山 裕彦	
医歯科学演習（神経生物学） Seminar on Neurobiology	4		4	1	2	2	2	2	相澤 秀紀	
医歯科学演習（統合バイオ） Seminar on Integrative Bioscience	4		4	1	2	2	2	2	内匠 透	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯科学演習（心臓血管生理医学） Seminar on Cardiovascular Physiology and Medicine	4		4	1	2	2	2	2	吉栖 正生	
医歯科学演習（神経生理学） Seminar on Neurophysiology	4		4	1	2	2	2	2	橋本 浩一	
医歯科学演習（分子細胞情報学） Seminar on Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	今泉 和則	
医歯科学演習（医化学） Seminar on Biomedical Chemistry	4		4	1	2	2	2	2	浅野 知一郎	
医歯科学演習（神経薬理学） Seminar on Molecular and pharmacological neuroscience	4		4	1	2	2	2	2	酒井 規雄	
医歯科学演習（分子病理学） Seminar on Molecular Pathology	4		4	1	2	2	2	2	安井 弥	
医歯科学演習（病理学） Seminar on Pathology	4		4	1	2	2	2	2	武島 幸男	
医歯科学演習（ウイルス学） Seminar on Virology	4		4	1	2	2	2	2	坂口 剛正	
医歯科学演習（疫学・疾病制御学） Seminar on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	4		4	1	2	2	2	2	田中 純子	
医歯科学演習（公衆衛生学） Seminar on Public Health and Health Policy	4		4	1	2	2	2	2	烏帽子田 彰	
医歯科学演習（法医学） Seminar on Forensic Medicine	4		4	1	2	2	2	2	長尾 正崇	
医歯科学演習（免疫学） Seminar on Immunology	4		4	1	2	2	2	2	菅野 雅元	
医歯科学演習（生命科学） Seminar on Life Science	4		4	1	2	2	2	2	檜山 英三 外丸 祐介	
医歯科学演習（生体材料学） Seminar on Biomaterials	4		4	1	2	2	2	2	加藤 功一	
医歯科学演習（口腔生化学） Seminar on Dental and Medical Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	宿南 知佐	
医歯科学演習（口腔細胞生物学） Seminar on Oral Biology	4		4	1	2	2	2	2	（ 口腔細胞生物学 ）	
医歯科学演習（細菌学） Seminar on Bacteriology	4		4	1	2	2	2	2	菅井 基行	
医歯科学演習（口腔生理学） Seminar on Physiology and Oral Physiology	4		4	1	2	2	2	2	杉田 誠	
医歯科学演習（細胞分子薬理学） Seminar on Cellular and Molecular Pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	兼松 隆	
医歯科学演習（口腔顎顔面病理病態学） Seminar on Oral Maxillofacial Pathobiology	4		4	1	2	2	2	2	高田 隆	
医歯科学演習（粘膜免疫学） Seminar on Mucosal Immunology	4		4	1	2	2	2	2	高橋 一郎	
医歯科学演習（硬組織代謝生物学） Seminar on Calcified Tissue Biology	4		4	1	2	2	2	2	吉子 裕二	
医歯科学演習（歯科医学教育学） Seminar on General Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	（ 歯科医学教育学 ）	
医歯科学演習（細胞修復制御学） Seminar on Cellular Biology	4		4	1	2	2	2	2	田代 聡	
医歯科学演習（放射線細胞応答学） Seminar on Molecular Radiobiology	4		4	1	2	2	2	2	（ 放射線細胞応答学 ）	
医歯科学演習（疾患モデル解析学） Seminar on Disease Model	4		4	1	2	2	2	2	本田 浩章	
医歯科学演習（分子疫学） Seminar on Epidemiology	4		4	1	2	2	2	2	川上 秀史	
医歯科学演習（計量生物学） Seminar on Environmetrics and Biometrics	4		4	1	2	2	2	2	（ 計量生物学 ）	
医歯科学演習（線量測定・評価学） Seminar on Radiation Biophysics	4		4	1	2	2	2	2	保田 浩志	
医歯科学演習（放射線ゲノム疾患学） Seminar on Genetics and Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	松浦 伸也	
医歯科学演習（ゲノム障害病理学） Seminar on Human Genetics	4		4	1	2	2	2	2	東 幸仁	
医歯科学演習（がん分子病態学） Seminar on Molecular Oncology	4		4	1	2	2	2	2	稲葉 俊哉	
医歯科学演習（分子発がん制御学） Seminar on Experimental Oncology	4		4	1	2	2	2	2	（ 分子発がん制御 ）	
医歯科学演習（幹細胞生物学） Seminar on Stem Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	（ 幹細胞生物学 ）	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯科学演習（放射線医療開発学）	4		4	1	2	2	2	2	廣橋 伸之	
専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ										
医歯科学特別研究（解剖学及び発生生物学） Research on Anatomy and Developmental Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	青山 裕彦	
医歯科学特別研究（神経生物学） Research on Neurobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	相澤 秀紀	
医歯科学特別研究（統合バイオ） Research on Integrative Bioscience	8		8	1～2	2	2	2	2	内匠 透	
医歯科学特別研究（心臓血管生理医学） Research on Cardiovascular Physiology and Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	吉栖 正生	
医歯科学特別研究（神経生理学） Research on Neurophysiology	8		8	1～2	2	2	2	2	橋本 浩一	
医歯科学特別研究（分子細胞情報学） Research on Biochemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	今泉 和則	
医歯科学特別研究（医化学） Research on Biomedical Chemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	浅野 知一郎	
医歯科学特別研究（神経薬理学） Research on Molecular and pharmacological neuroscience	8		8	1～2	2	2	2	2	酒井 規雄	
医歯科学特別研究（分子病理学） Research on Molecular Pathology	8		8	1～2	2	2	2	2	安井 弥	
医歯科学特別研究（病理学） Research on Pathology	8		8	1～2	2	2	2	2	武島 幸男	
医歯科学特別研究（ウイルス学） Research on Virology	8		8	1～2	2	2	2	2	坂口 剛正	
医歯科学特別研究（疫学・疾病制御学） Research on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	8		8	1～2	2	2	2	2	田中 純子	
医歯科学特別研究（公衆衛生学） Research on Public Health and Health Policy	8		8	1～2	2	2	2	2	鳥帽子田 彰	
医歯科学特別研究（法医学） Research on Forensic Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	長尾 正崇	
医歯科学特別研究（免疫学） Research on Immunology	8		8	1～2	2	2	2	2	菅野 雅元	
医歯科学特別研究（生命科学） Research on Life science	8		8	1～2	2	2	2	2	檜山 英三 外丸 祐介	
医歯科学特別研究（生体材料学） Research on Biomaterials	8		8	1～2	2	2	2	2	加藤 功一	
医歯科学特別研究（口腔生化学） Research on Dental and Medical Biochemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	宿南 知佐	
医歯科学特別研究（口腔細胞生物学） Research on Oral Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	（口腔細胞生物学）	
医歯科学特別研究（細菌学） Research on Bacteriology	8		8	1～2	2	2	2	2	菅井 基行	
医歯科学特別研究（口腔生理学） Research on Physiology and Oral Physiology	8		8	1～2	2	2	2	2	杉田 誠	
医歯科学特別研究（細胞分子薬理学） Research on Cellular and Molecular Pharmacology	8		8	1～2	2	2	2	2	兼松 隆	
医歯科学特別研究（口腔顎顔面病理病態学） Research on Oral Maxillofacial Pathobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	高田 隆	
医歯科学特別研究（粘膜免疫学） Research on Mucosal Immunology	8		8	1～2	2	2	2	2	高橋 一郎	
医歯科学特別研究（硬組織代謝生物学） Research on Calcified Tissue Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	吉子 裕二	
医歯科学特別研究（歯科医学教育学） Research on General Dentistry	8		8	1～2	2	2	2	2	（歯科医学教育学）	
医歯科学特別研究（細胞修復制御学） Research on Cellular Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	田代 聡	
医歯科学特別研究（放射線細胞応答学） Research on Molecular Radiobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	（放射線細胞応答学）	
医歯科学特別研究（疾患モデル解析学） Research on Disease Model	8		8	1～2	2	2	2	2	本田 浩章	
医歯科学特別研究（分子疫学） Research on Epidemiology	8		8	1～2	2	2	2	2	川上 秀史	
医歯科学特別研究（計量生物学） Research on Environmetrics and Biometrics	8		8	1～2	2	2	2	2	（計量生物）	
医歯科学特別研究（線量測定・評価学） Research on Radiation Biophysics	8		8	1～2	2	2	2	2	保田 浩志	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Aquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯科学特別研究（放射線ゲノム疾患学） Research on Genetics and Cell Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	松浦 伸也	
医歯科学特別研究（ゲノム障害病理学） Research on Human Genetics	8		8	1～2	2	2	2	2	東 幸仁	
医歯科学特別研究（がん分子病態学） Research on Molecular Oncology	8		8	1～2	2	2	2	2	稲葉 俊哉	
医歯科学特別研究（分子発がん制御学） Research on Experimental Oncology	8		8	1～2	2	2	2	2	（ 分子発がん制御 ）	
医歯科学特別研究（幹細胞生物学） Research on Stem Cell Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	（ 幹細胞生物学 ）	
医歯科学特別研究（放射線医療開発学） Research on Stem Cell Biology Radiation Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	廣橋 伸之	

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major
 医学物理士コース Medical Physics Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
放射線診断物理学 Physics of Diagnostic Radiology	1	1		1前	1		1		笈田 将皇 加藤 博和	
放射線治療物理学 Radiation Oncology Physics	2	2		1前	2		2		西尾 禎治	
核医学物理学 Seminar on Physics of Nuclear Medicine	1	1		1後		1		1	成田 雄一郎	
放射線診断学・核医学 Diagnostic Radiology	1	1		1前	1		1		粟井 和夫	
放射線腫瘍学 Radiation Oncology	2	2		1前	2		2		永田 靖	
放射線治療物理学演習 Seminar on Radiation Oncology Physics	2	2		1後		2		2	西尾 禎治	
放射線計測学演習 Seminar on Radiation Dosimetry	2	2		1後		2		2	西尾 禎治	
画像診断物理学演習 Seminar on Physics of Diagnostic Imaging	2	2		1後		2		2	笈田 将皇	
核医学物理学演習 Seminar on Physics of Nuclear Medicine	2	2		2前			2		成田 雄一郎	
放射線安全演習 Radiation Safety	2	2		1後		2		2	権丈 雅浩	
医歯科学特別研究（放射線腫瘍学） Research on Radiation Oncology	4	4		2			2	2	永田 靖	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
選択科目 Elective Subject										
人体の構造 Human anatomy	2		2	1前	2		2		青山 裕彦	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2		2	1前	2		2		吉栖 正生	
病因病態学 Pathology	2		2	1後		2		2	武島 幸男	
生体防御学 Seminar on host defense	1		1	1後		1		1	菅井 基行	
総合薬理学 General phrmacology	1		1	1後		1		1	酒井 規雄	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1		1	1前	1		1		烏帽子田 彰	
臨床医歯学総論 General clinical medicine and dentistry	2		2	1後		2		2	大段 秀樹	
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	青山 裕彦	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		（未定）	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
病院実習 Clinical practice course in university hospital	1		1	1後		1		1	(未定)	
医歯学情報学 Health informatics	1		1	1後		1		1	(未定)	
基礎放射線医学 Fundamentals of radiation medicine	1		1	1後		1		1	(未定)	
再生医学・医工学 Regenerative medicine / Tissue-engineering	1		1	1後		1		1	(未定)	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅠ	2		2	1前	2		2		田中 純子	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅡ	2		2	1後		2		2	田中 純子	
科学英語 English for Scientific Paper	1		1	1前	1		1		西尾 禎治	
医療統計学 Biostatistics	1		1	1前	1		1		松岡 淨 大津 洋	
保健物理学 Health physics	2		2	1後		2		2	赤羽 恵一	

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major
公衆衛生学コース Public Health Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
疫学基礎論 Basic Epidemiology and Practice	2	2		1前	2		2		田中 純子	
臨床研究方法論 Basic and Advanced training on methodology for clinical research	2	2		1後		2		2	田中 純子	
生物統計学・臨床統計学基礎論 Basic Biostatistics and Basic Clinical Statistics	1	1		1前	1		1		秀 道広	
医学統計パッケージ演習 Exercises and Seminar on Medical Statistics using Statistical Software	2	2		1後		2		2	田中 純子	
臨床法医学概論 Lecture on Clinical Forensic Medicine	2	2		1前	2		2		長尾 正崇	
総合医療実践学特論 Lecture on practice of general medicine	2	2		1後		2		2	田妻 進	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅠ	2	2		1前	2		2		田中 純子	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅡ	2	2		1後		2		2	田中 純子	
環境保健学概論 Environmental Health	1	1		1前	1		1		鳥帽子田 彰	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1	1		1前	1		1		鳥帽子田 彰	
国際感染症概論 Seminar on Global Infectious Diseases	1	1		1前	1		1		大毛 宏喜	
選択必修科目 Elective Compulsory Subject										
公衆衛生学特別研究（疫学） Advanced Seminar on Public health (Epidemiology)	6	6		1後～2		2	2	2	田中 純子	
公衆衛生学特別研究（生物統計学） Advanced Seminar on Public health (Biostatistics)	6			1後～2		2	2	2	田中 純子	
公衆衛生学特別研究（社会科学・行動科学） Advanced Seminar on Public health (Social and Behavioral Sciences)	6			1後～2		2	2	2	長尾 正崇	
公衆衛生学特別研究（保健行政・医療管理学） Advanced Seminar on Public health (Health Service Administration)	6			1後～2		2	2	2	田妻 進	
公衆衛生学特別研究（国際保健・環境保健学） Advanced Seminar on Public health (Environmental Health Sciences)	6			1後～2		2	2	2	鳥帽子田 彰	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
選択科目 Elective Subject										
疫学調査分析演習 Exercise and Seminar on Epidemiological Research and it's Analysis	2		2	2前			2		田中 純子	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	
臨床医歯学総論 General clinical medicine and dentistry	2		2	1後		2		2	大段 秀樹	※
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	※
人体の構造 Human anatomy	2		2	1前	2		2		青山 裕彦	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2		2	1前	2		2		吉栖 正生	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
病因病態学 Pathology	2		2	1後		2		2	武島 幸男	
生体防御学 Seminar on host defense	1		1	1後		1		1	菅井 基行	
総合薬理学 General phrmacology	1		1	1後		1		1	酒井 規雄	
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	青山 裕彦	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		(未定)	

2 医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System in the Master's Course of Medical and Dental Sciences Major and Application Procedures for Master's Degrees

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科医歯科学専攻（修士課程）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a master's course of the Medical and Dental Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導には、医歯科学専攻（修士課程）の教員が当たる。

Research guidance shall be provided by faculty members of the Medical and Dental Sciences Major (master's course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

The research guidance group consists of two members in total: 1 chief academic supervisor and 1 assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The education committee at the GSBHS shall coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

A professor shall be in charge of a chief academic supervisor. The chief academic supervisor shall provide all guidance to the student such as preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授（主指導教員とは別）、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), an associate professor, a lecturer or an assistant professor shall be in charge of an assistant academic supervisor. Cooperating with the chief academic supervisor, the assistant academic supervisor gives necessary advice to students about their research plan and progress.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students consult with the chief academic supervisor and choose an assistant academic supervisor. The chief academic supervisor instructs students to choose an appropriate assistant supervisor in order to carry out their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限 2 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 2 years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第 1 年次前期（10 月入学者の場合は後期）の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing a chief academic supervisor, students choose an assistant academic supervisor and make registration plans under the supervision of the chief academic supervisor. By the specified date of the first semester in the first grade, students shall submit a “Registration Form” and “Course Registration Plan” to the education committee of GSBHS.

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第 1 年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第 2 年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students write research plan under guidance of the chief academic supervisor and ask for more advice from the assistant academic supervisor. By the specified date of the second semester in the first grade, students shall submit a “Summary of Research Plan” and conduct their research. Students make their “Summary of Master’s Thesis” and “Writing Plan” under the supervision of the chief academic supervisor by the specified date of the second semester in the second grade, then ask the assistant academic supervisor for more advice.

- ③ 研究科教授会において主指導教員を委員長とする 3 名の教員（博士の学位を有する助教以上）から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも 2 名は主指導教員を含む教授とする。

The Thesis Review Committee is organized by three faculty members (who are higher post than an assistant professor with a doctoral degree) at the faculty meeting of GSBHS. At least two faculty members of this committee shall be professors including the chief academic supervisor of the thesis author.

- ④ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Concerning their master’s thesis, students shall make an oral presentation and answer questions from members of the Thesis Review Committee in a public presentation meeting.

- ⑤ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Thesis Review Committee shall hold the final examination in oral or paper concerning their master’s thesis and related subjects. However, this examination may be substituted for the prescribed oral presentation in a public presentation meeting.

- ⑥ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who pass the thesis examination at the faculty meeting of GSBHS after the thesis review and the final examination by the Thesis Review Committee shall be admitted to complete the master’s course and obtain a master’s degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し、研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized at the faculty meeting of GSBHS as possessing excellent scholastic achievement may finish their study in less than the prescribed years of study. Requirements for the aforementioned early completion are that the students' research achievements are excellent and approved by the education committee of the graduate school with recommendation from the responsible research guidance group.

(3) 修士論文の形式 Master's Thesis Format

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author thesis.

別表

医 歯 科 学 専 攻 （ 修 士 課 程 ）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副指導教員	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出	副指導教員の決定		指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
		履修計画の提出	履修計画立案の指導		
		研究計画の立案	研究計画立案の指導	研究計画に対する助言	
	後期	「研究計画概要」の提出			
		研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)
	後期	修士論文の概要及び執筆計画の立案	修士論文の概要及び執筆計画立案の指導	修士論文の概要及び執筆計画立案の助言	
		修士論文作成	論文作成の指導	論文作成の助言	
		論文完成 学位請求の諸手続き			
		修士論文発表会 最終試験を受験			
		所定の単位修得 本審査の合格			
		課程修了・学位授与			

口腔健康科学専攻 博士課程前期

Oral Health Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	79
	List of Classes and Professors	
2	口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	81
	Research guidance system in the master's course of Oral Health Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ

4 単位（生命・医療倫理学，口腔健康科学特論）を修得すること。

Acquire 4 credits of "Medical Ethics", "Advanced lecture on oral health sciences"

②共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、4 単位以上を修得すること。

Acquire 4 or more credits from "Special Course of Biomedical & Health Sciences" and other subjects

③専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ

6 単位以上修得すること。（クリニカルコースにあつては、機能修復工学特論又は口腔衛生管理学特論のいずれか1科目を含む。）

Acquire 6 or more credits (Clinical course students shall include credits of "Advanced lecture on functional restoration and engineering" or "Advanced lecture on oral health management".)

④専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ

4 単位以上修得すること。 Acquire 4 or more credits

⑤専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectsⅢ

主指導教員の指定する科目を含む、12 単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits including subjects assigned by your chief academic supervisor

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

口腔健康科学専攻（博士課程前期） Oral Health Sciences Major (Master's Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
口腔健康科学特論 Advanced lecture on oral health sciences	2	2		1前	2		2		二川 浩樹	
共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective SubjectⅠ										
口腔インプラント工学特論 Advanced lecture on oral implantology	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	二川 浩樹	後期は10月 入学者対象
機能修復工学特論 Advanced lecture on functional restoration and engineering	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	下江 宰司	同上 クリニカル コース
口腔衛生管理学特論 Advanced lecture on oral health management	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	松本 厚枝	同上 クリニカル コース
口腔衛生教育学特論 Advanced lecture on education for oral hygiene	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	(未定)	後期は10月 入学者対象
学校健康教育学特論 Advanced lecture on education and learning on health sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	野宗 万喜	後期は10月 入学者対象
歯科衛生士教育学特論 Advanced lecture on dental hygienists education	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	竹本 俊伸	後期は10月 入学者対象
口腔工学特論 Advanced lecture on oral engineering	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	二川 浩樹	後期は10月 入学者対象
口腔保健学研究特論 Advanced lecture on oral health research	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	杉山 勝	後期は10月 入学者対象
情報システム工学特論 Advanced lecture on information system engineering	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	村山 長	後期は10月 入学者対象
生体材料学特論 Advanced lecture on biomaterial	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	玉本 光弘	後期は10月 入学者対象
生体構造学特論 Advanced lecture on anatomy	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	里田 隆博	後期は10月 入学者対象
顎口腔発達・機能学特論 Advanced lecture on maxillofacial functional development	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	天野 秀昭	後期は10月 入学者対象
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective SubjectⅡ										
顎口腔発達・機能学演習A Seminar on maxillofacial functional development (A)	4		4	1～2	2		2		(未定)	
歯科衛生士教育学演習A Seminar on dental hygienist education (A)	4		4	1～2	2		2		松本 厚枝	
口腔保健学研究演習A Seminar on statistical analysis (A)	4		4	1～2	2		2		笹原 妃佐子	
生体構造・機能修復学演習A Seminar on medical systems and bio-material engineering (A)	4		4	1～2	2		2		下江 宰司	
医療システム・生体材料工学演習A Seminar on medical systems and bio-material engineering (A)	4		4	1～2	2		2		村山 長	
口腔工学演習A Seminar on oral engineering (A)	4		4	1～2	2		2		二川 浩樹	
顎口腔発達・機能学演習B Seminar on maxillofacial functional development (B)	4		4	1～2	2		2		天野 秀昭	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
歯科衛生士教育学演習 B Seminar on dental hygienists education (B)	4		4	1～2	2		2		竹本 俊伸	
口腔保健学研究演習 B Seminar on oral health research (B)	4		4	1～2	2		2		杉山 勝	
生体構造・機能修復学演習 B Seminar on anatomy and functional (B)	4		4	1～2	2		2		里田 隆博	
医療システム・生体材料工学演習 B Seminar on medical systems and bio-material engineering (B)	4		4	1～2	2		2		村山 長	
口腔工学演習 B Seminar on oral engineering (B)	4		4	1～2	2		2		二川 浩樹	
医用機器工学演習 B Seminar on medical equipment engineering (B)	2		2	1～2	2				石井 抱	
医療情報・画像処理工学演習 B Seminar on medical image analysis (B)	2		2	1～2	2	2			玉木 徹	
専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectⅢ										
顎口腔発達・機能学研究 Research on maxillofacial functional development	12		12	1後～2		4	4	4	天野 秀昭	
歯科衛生士教育学研究 Research on dental hygienists education	12		12	1後～2		4	4	4	竹本 俊伸	
口腔保健学研究 Research on oral health	12		12	1後～2		4	4	4	杉山 勝	
生体構造・機能修復学研究 Research on anatomy and functional	12		12	1後～2		4	4	4	里田 隆博	
医療システム・生体材料工学研究 Research on medical systems and bio-material engineering	12		12	1後～2		4	4	4	村山 長	
口腔工学研究 Research on oral engineering	12		12	1後～2		4	4	4	二川 浩樹	

2 口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research guidance system in the Master's Course of Oral Health Sciences Major and Application Procedure for Master's Degrees

1 研究指導体制 Research Guidance System

口腔健康科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の履修指導・研究指導の充実に図るために、複数教員による指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a master's course of the Oral Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導には、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。

Research guidance shall be provided by faculty members of Oral Health Sciences Major (master's course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員 1 名及び副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

A research guidance group consists of 2 members in total: 1 chief academic supervisor and 1 assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The education committee at the GSBHS shall coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

A professor shall be in charge of a chief academic supervisor. The chief academic supervisor shall provide all guidance to the student such as preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授(主指導教員とは別)、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), an associate professor, a lecturer or an assistant professor shall be in charge of an assistant academic supervisor. Cooperating with the chief academic supervisor, the assistant academic supervisors give necessary advice to students about their research plan and progress.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students consult with the chief academic supervisor and choose an assistant academic supervisor. The chief academic supervisor instructs students to choose an appropriate assistant supervisor in order to carry out their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限 2 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュール

ルは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 2 years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第1年次前期（10月入学者の場合は後期）の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing a chief academic supervisor, students choose an assistant academic supervisor and make registration plans under the supervision of the chief academic supervisor. By the specified date of the first semester in the first grade, students shall submit a “Registration Form” and “Course Registration Plan” to the education committee of GSBHS.

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第1年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第2年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students write research plan under guidance of the chief academic supervisor and ask for more advice from the assistant academic supervisor. By the specified date of the second semester in the first grade, students shall submit a “Summary of Research Plan” and conduct their research. Students make their “Summary of Master’s Thesis” and “Writing Plan” under the supervision of the chief academic supervisor by the specified date of the second semester in the second grade, then ask the assistant academic supervisor for more advice.

- ③ 学生は主指導教員の指導及び副指導教員の助言のもとに修士論文を作成し、研究科教育委員会に修士の学位授与を申請する。

Students write their master’s thesis under the guidance and advice of the academic supervisors and apply for a degree to the education committee of GSBHS.

- ④ 研究科教授会において、主指導教員を委員長とする3名の教員（博士の学位を有する助教以上）から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも2名は主指導教員を含む教授とする。

The Thesis Review Committee is organized by three faculty members (who hold a doctoral degree and higher post than an assistant professor) at the faculty meeting of GSBHS. At least two faculty members of this committee shall be professors including the chief academic supervisor of the thesis author.

- ⑤ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Concerning their master’s thesis, students shall make an oral presentation and answer questions from members of the Thesis Review Committee in a public presentation meeting.

- ⑥ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Thesis Review Committee shall hold the final examination for students in oral or paper concerning their master’s thesis and related subjects. However, this examination may be substituted for the prescribed oral presentation in a public presentation meeting.

- ⑦ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who pass the thesis examination at the faculty meeting of GSBHS after the thesis review and the final examination by the Thesis Review Committee shall be admitted to complete the master’s course and obtain a master’s degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績をあげたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果をあげ、研究指導グループが責任をもって推薦し研究科教

育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized at the faculty meeting of GSBHS as possessing excellent scholastic achievement may finish their study in less than the prescribed years of study. Requirements for the aforementioned early completion are that the students' research achievements are excellent and approved by the education committee of the graduate school with recommendation from the responsible research guidance group.

(3) 修士論文の形式 Master's Thesis Format

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author thesis.

別表

口腔健康科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副指導教員	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出)	履修指導	指導グループの編成(2名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	履修計画の提出 (単位修得)		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 (研究科教授会)
	後期	修士論文作成の開始 修士論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	修士論文作成の指導	修士論文作成についての 助言	
					審査及び最終試験の実施 (審査委員会)
					本審査(投票) (研究科教授会)

薬科学専攻 博士課程前期 Medicinal Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	85
	List of Classes and Professors	
2	薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	88
	Research guidance system in the master's course of Medicinal Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり，30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ

4 単位（生命・医療倫理学，薬科学特論）を修得すること。

Acquire 4 credits of "Medical Ethics", "Advanced lecture on medicinal science"

②共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，4 単位以上を修得すること。

Acquire 4 or more credits of "Special Course of Biomedical & Health Sciences" and other subjects

③専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ

主指導教員の指定する科目を含む，6 単位以上（原則として 1 年次前期に履修すること。）修得すること。

Acquire 6 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor (in spring semester of the 1st year in principle)

④専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ

主指導教員の指定する科目を含む，4 単位以上を修得すること。

Acquire 4 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

⑤専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectⅢ

主指導教員の指定する科目を含む，12 単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

薬科学専攻（博士課程前期） Medicinal Sciences Major (Master's Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
薬科学特論 Advanced lecture on medicinal science	2	2		1前	2		2		紙谷 浩之	
共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective SubjectⅠ										
生薬学特論 Advanced lecture on pharmacognosy	2		2	1前	2		2		松浪 勝義	
薬物治療学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1前	2		2		森川 則文	
創薬合成化学特論 Advanced lecture on synthetic organic chemistry	2		2	1前	2		2		熊本 卓哉	
核酸分析化学特論 Advanced lecture on Nucleic Acids Biochemistry	2		2	1前	2		2		紙谷 浩之	
医薬分子機能科学特論 Advanced lecture on functional molecular science	2		2	1前	2		2		小池 透	
生体機能分子動態学特論 Advanced lecture on molecular toxicology and drug metabolism	2		2	1前	2		2		太田 茂	
細胞再生機構特論 Advanced lecture on cell regeneration	2		2	1前	2		2		田原 栄俊	
細胞内情報伝達学特論 Advanced lecture on mechanisms of signal transduction	2		2	1前	2		2		(細胞内情報伝達学)	
微生物医薬品開発学特論 Advanced lecture on microbiology	2		2	1前	2		2		黒田 照夫	
薬効解析科学特論 Advanced lecture on pharmacology	2		2	1前	2		2		森岡 徳光	
薬物動態解析・制御科学特論 Advanced lecture on biopharmaceutics	2		2	1前	2		2		高野 幹久	
治療薬効学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1前	2		2		小澤 孝一郎	
応用薬物治療学特論 Advanced lecture on applied pharmacotherapeutics	2		2	1前	2		2		松尾 裕彰	
漢方診療学特論 Advanced lecture on applied kampo medicine	2		2	1前	2		2		飯塚 徳男	
未病・予防医学特論 Advanced lecture on applied probiotic science for preventive medicine	2		2	1前	2		2		杉山 政則	
English Communication	2		2	1前	2		2		David Lee	
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective SubjectⅡ										
生薬学特論演習 Seminar on pharmacognosy	4		4	1	2	2	2	2	松浪 勝義	
薬物治療学特論演習 Seminar on pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	森川 則文	
創薬合成化学特論演習 Seminar on synthetic organic chemistry	4		4	1	2	2	2	2	熊本 卓哉	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
薬品合成化学特論演習 Seminar on synthetic organic chemistry	4		4	1	2	2	2	2	(薬品合成化学)	
核酸分析化学特論演習 Seminar on Nucleic Acids Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	紙谷 浩之	
医薬分子機能科学特論演習 Seminar on functional molecular science	4		4	1	2	2	2	2	小池 透	
生体機能分子動態学特論演習 Seminar on molecular toxicology and drug metabolism	4		4	1	2	2	2	2	太田 茂	
生物物理化学特論演習 Seminar on biophysical chemistry	4		4	1	2	2	2	2	木下 英司	
分子神経毒性学特論演習 Seminar on molecular neurotoxicology	4		4	1	2	2	2	2	古武 弥一郎	
細胞再生機構特論演習 Seminar on cell regeneration	4		4	1	2	2	2	2	田原 栄俊	
細胞内情報伝達学特論演習 Seminar on mechanisms of signal transduction	4		4	1	2	2	2	2	(細胞内情報伝達学)	
細胞薬理学特論演習 Seminar on cell pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	樋木 薫	
微生物医薬品開発学特論演習 Seminar on microbiology	4		4	1	2	2	2	2	黒田 照夫	
抗生物質合成学特論演習 Seminar on antibiotic biosynthesis	4		4	1	2	2	2	2	熊谷 孝則	
構造生物学特論演習 Seminar on structural biology	4		4	1	2	2	2	2	的場 康幸	
薬効解析科学特論演習 Seminar on pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	仲田 義啓	
薬物動態解析・制御科学特論演習 Seminar on biopharmaceutics	4		4	1	2	2	2	2	高野 幹久	
治療薬効学特論演習 Seminar on pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	小澤 孝一郎	
細胞不死化機構特論演習 Seminar on cell immortalization	4		4	1	2	2	2	2	嶋本 顕	
医薬品創剤科学特論演習 Seminar on drug delivery sciences	4		4	1	2	2	2	2	湯元 良子	
分子治療薬効学特論演習 Seminar on molecular pharmacotherapeutics	4		4	1	2	2	2	2	細井 徹	
応用薬物治療学特論演習 Seminar on applied pharmacotherapeutics	4		4	1	2	2	2	2	松尾 裕彰	
薬物治療解析学特論演習 Seminar on analysis of pharmacotherapeutics	4		4	1	2	2	2	2	(薬物治療解析学)	
薬物治療情報学特論演習 Seminar on pharmacotherapy informatics	4		4	1	2	2	2	2	猪川 和朗	
生薬・漢方医療学特論演習 Seminar on crude drug and kampo medicine	4		4	1	2	2	2	2	杉本 幸子	
分子薬理学特論演習 Seminar on molecular pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	森岡 徳光	
漢方診療学特論演習 Seminar on kampo medicine	4		4	1	2	2	2	2	飯塚 徳男	
未病・予防医学特論演習 Seminar on probiote science for preventive medicine	4		4	1	2	2	2	2	杉山 政則	
専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectⅢ										
生薬学特別実習 Research on pharmacognosy	12		12	1後～2		4	4	4	松浪 勝義	
薬物治療学特別実習 Research on pharmacotherapy	12		12	1後～2		4	4	4	森川 則文	
創薬合成化学特別実習 Research on synthetic organic chemistry	12		12	1後～2		4	4	4	熊本 卓哉	
核酸分析化学特別実習 Research on Nucleic Acids Biochemistry	12		12	1後～2		4	4	4	紙谷 浩之	
医薬分子機能科学特別実習 Research on functional molecular science	12		12	1後～2		4	4	4	小池 透	
生体機能分子動態学特別実習 Research on molecular toxicology and drug metabolism	12		12	1後～2		4	4	4	太田 茂	
細胞再生機構特別実習 Research on cell regeneration	12		12	1後～2		4	4	4	田原 栄俊	
細胞内情報伝達学特別実習 Research on mechanisms of signal transduction	12		12	1後～2		4	4	4	(細胞内情報伝達学)	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits	配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
				1年次 1st Year		2年次 2nd Year				
		必修 Required		選択必修 Elective	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring			後期 Fall
微生物医薬品開発学特別実習 Research on microbiology	12		12	1後～2		4	4	4	黒田 照夫	
薬効解析科学特別実習 Research on pharmacology	12		12	1後～2		4		4	森岡 徳光	
薬物動態解析・制御科学特別実習 Research on biopharmaceutics	12		12	1後～2		4	4	4	高野 幹久	
治療薬効学特別実習 Research on pharmacotherapy	12		12	1後～2		4	4	4	小澤 孝一郎	
応用薬物治療学特別実習 Research on applied pharmacotherapeutics	12		12	1後～2		4	4	4	松尾 裕彰	
漢方診療学特別実習 Research on applied kampo medicine	12		12	1後～2		4	4	4	飯塚 徳男	
未病・予防医学特別実習 Research on probiotec science for preventive medicine	12		12	1後～2		4	4	4	杉山 政則	

2 薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research guidance system in the Master's Course of Medicinal Sciences Major and Application Procedure for Master's Degrees

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科薬科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a master's course of the Medicinal Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research guidance group

- ① 研究指導には、薬科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。

Research guidance shall be provided by faculty members of Medicinal Sciences Major (master's course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

A research guidance group consists of 2 members in total: 1 chief academic supervisor and 1 assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The education committee at the GSBHS shall coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、原則として教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

A professor shall be in charge of a chief academic supervisor. The chief academic supervisor shall provide the students all guidance regarding preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授（主指導教員とは別）、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), an associate professor, a lecturer or an assistant professor shall be in charge of an assistant academic supervisor. Cooperating with the chief academic supervisor, the assistant academic supervisor gives necessary advice to students about their research plan and progress.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students consult with the chief academic supervisor and choose an assistant academic supervisor. The chief academic supervisor instructs students to choose an appropriate assistant supervisor in order to carry out their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 2 years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第1年次前期（10月入学者の場合は後期）の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing a chief academic supervisor, students choose an assistant academic supervisor and make registration plans under the supervision of the chief academic supervisor. By the specified date of the first semester in the first grade, students shall submit a “Registration Form” and “Course Registration Plan” to the education committee of GSBHS.

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第1年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第2年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students write research plan under guidance of the chief academic supervisor and ask for more advice from the assistant academic supervisor. By the specified date of the second semester in the first grade, students shall submit a “Summary of Research Plan” and conduct their research. Students make their “Summary of Master’s Thesis” and “Writing Plan” under the supervision of the chief academic supervisor by the specified date of the second semester in the second grade, then ask the assistant academic supervisor for more advice.

- ③ 学生は主指導教員の指導及び副指導教員の助言のもとに修士論文を作成し、研究科教育委員会に修士の学位授与を申請する。

Students write their master’s thesis under the supervision and advice of the chief academic supervisor and apply for a degree to the education committee of GSBHS.

- ④ 研究科教授会において主指導教員を委員長とする3名の教員（博士の学位を有する助教以上）から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも2名は主指導教員を含む教授とする。

The Thesis Review Committee is organized by three faculty members (who hold a doctoral degree and higher post than an associate professor) at the faculty meeting of GSBHS. At least two faculty members of this committee shall be professors including the chief academic supervisor of the thesis author.

- ⑤ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Concerning their master’s thesis, students shall make an oral presentation and answer questions from members of the thesis Review Committee in a public presentation meeting.

- ⑥ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Thesis Review Committee shall hold the final examination in oral or paper concerning their master’s thesis and related subjects. However, this examination may be substituted for the prescribed oral presentation in a public presentation meeting.

- ⑦ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who pass the thesis examination at the faculty meeting of GSBHS after the thesis review and the final

examination by the Thesis Review Committee shall be admitted to complete the master's course and obtain a master's degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized at the faculty meeting of GSBHS as possessing excellent scholastic achievement may finish their study in less than the prescribed years of study. Requirements for the aforementioned early completion are that the student's research achievements are excellent and approved by the education committee of the graduate school with recommendation from the responsible research guidance group.

(3) 修士論文の形式 Master's Thesis Format

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author thesis.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助 Educational Support for Students Enrolled from Other Departments

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学薬学部 of 授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。薬学部以外からの入学生はもちろん、薬学部からの入学生であっても、薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

Enrolled students either from other department/different fields or School of Pharmaceutical Sciences at Hiroshima University can use the system that allows them to take classes at School of Pharmaceutical Sciences in order to obtain fundamental knowledge of pharmacy.

Students consult with the chief academic supervisor and choose classes that you wish to take from School of Pharmaceutical Sciences, then add to the Course Registration Plan form and submit to the student support group within two weeks from class start day of each semester.

別表

薬科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出	研究指導	指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 （研究科教育委員会）
	後期	（単位修得） 研究計画の立案 研究の実施 （単位修得）		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 （研究科教授会） 審査及び最終試験の実施 （審査委員会） 本審査（投票） （研究科教授会）
	後期	（単位修得） 論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	論文作成の指導	論文作成についての助言	

*10月入学者の場合は，学期の「前期」は「後期」と，「後期」は「前期」と，それぞれ読み替える。

保健学専攻 博士課程前期 Health Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	93
	List of Classes and Professors	
2	保健学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	97
	Research guidance system in the master's course of Health Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

<保健学・看護学 Health Sciences・Nursing>

以下のとおり、30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ

2 単位（生命・医療倫理学）を修得すること。

Acquire 2 credits of "Medical Ethics"

②共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ

4 単位修得すること。（なお、2 単位までは共通科目Ⅲの授業科目の履修単位を充てることができる。）

Acquire 4 credits (It is possible to use 2 earned credits from Specialized SubjectⅢ as this Common SubjectⅡ.)

③専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ

主指導教員の指定する科目 2 単位修得すること。

Acquire 2 credits that are instructed by Chief Academic Supervisor

④専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ

主指導教員の指定する科目 2 単位修得すること。

Acquire 2 credits that are instructed by Chief Academic Supervisor

⑤専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectⅢ

主指導教員の指定する科目 10 単位修得すること。

Acquire 10 credits that are instructed by Chief Academic Supervisor

⑥主指導教員と相談の上、専門科目Ⅲ及び専門科目Ⅳを除く科目区分の中から 10 単位以上修得すること。

（ただし、①～④で履修した科目以外の科目とする。）

Acquire 10 or more credits from all categories except Specialized SubjectⅢ andⅣ after consultation with Chief Academic Supervisor (Required credits need to be the one excluding the subjects that are chosen as ①～④.)

<看護学・専門看護師コース（がん看護分野及び慢性疾患看護分野）>

Health Sciences・Certified Nurse Specialist Course (Field of Oncology Nursing and Chronic Care Nursing)>

以下のとおり、42 単位以上修得すること。 Students shall acquire 42 or more credits as follows.

①共通科目Ⅲ Common SubjectsⅢ

7 科目（看護理論、看護研究、看護倫理、コンサルテーション論、臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）14 単位を修得すること。

Acquire 14 credits of 7 subjects (Nursing Theory, Nursing Research, Nursing Ethics, Consultation Theory, Clinical pharmacology, Physical assessment, Pathophysiology)

②専門科目Ⅳ Specialized SubjectⅣ

特論及び演習を計 14 単位、実習 10 単位、課題研究 2 単位を修得すること。（ただし、選択した専門科目以外の特論、演習、実習、課題研究を選択することはできない）

Acquire 14 Lecture or Seminar credits, 10 Practicum credits and 2 Research credits (Students cannot register the Lecture, Seminar, Practicum or Research in the different field that they have chosen.)

③主指導教員と相談の上、共通科目Ⅰ及び共通科目Ⅱのうちから 2 単位以上修得すること。（ただし、博士課程後期に進学を希望する者は、共通科目Ⅰを履修すること。）

Acquire 2 or more credits from Common SubjectⅠ andⅡ after consultation with Chief Academic Supervisor (However those who wish to go to the doctoral course shall should take Common SubjectⅠ.)

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

保健学専攻（博士課程前期） Health Sciences Major（Master's Course）

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹	
共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		安井 弥	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	*
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	國生 拓子	*
実験研究法特論 Special Course of Experiment Research	2		2	1前	2		2		片岡 健	*
Epidemiology and Disease Prevention	2		2	1前	2		2		ラフマン, 森山	
Health Communication and Health Promotion	2		2	1後		2		2	ラフマン, 森山	
Research Methodology in Health Science	2		2	1前	2		2		森山, ラフマン	
Statistics in Health Science	2		2	1後		2		2	梯 正之	
Global Health Challenges and SolutionsⅠ	2		2	1後		2		2	ラフマン, 森山	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅠ	2		2	1前	2		2		田中 純子	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidanceⅡ	2		2	1後		2		2	田中 純子	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前（後）	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1前	2		2		安井 弥	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	安井 弥	
専門看護師コース Certified Nurse Specialist Course 共通科目Ⅲ Common SubjectⅢ										
看護理論 Nursing Theory	2	2		1後		2		2	大平, 森山	
看護研究 Nursing Research	2	2		1前	2		2		川崎, 宮下	
看護倫理 Nursing Ethics	2	2		1前	2		2		國生, 祖父江	
コンサルテーション論 Consultation Theory	2	2		2前			2		中谷 久恵	
臨床薬理学 Clinical pharmacology	2	2		1後		2		2	宮下 美香	
フィジカルアセスメント Physical assessment	2	2		1前	2		2		森山 美知子	
病態生理学 Pathophysiology	2	2		1前	2		2		濱田, 宮下	
専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ										
健康推進科学特論 Lecture on Health Promotion Sciences	2		2	1前	2		2		小林 敏生	*
健康情報学特論 Lecture on Health Informatics	2		2	1前	2		2		梯 正之	*
基礎看護方法学特論 Lecture on Principles of Nursing	2		2	1前	2		2		折山 早苗	*
助産・母性看護方法学特論 Lecture on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1前	2		2		大平 光子	*
小児看護方法学特論 Lecture on Pediatric Nursing	2		2	1前	2		2		祖父江 育子	*

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
成人看護方法学特論 Lecture on Chronic care & Family Nursing	2		2	1前	2		2		森山 美知子	
成人健康学特論 Lecture on Health Care for Adults	2		2	1前	2		2		片岡 健	
老年・がん看護方法学特論 Lecture on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1前	2		2		宮下 美香	
精神保健看護方法学特論 Lecture on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1前	2		2		國生 拓子	*
地域・在宅看護方法学特論 Lecture on Home Care and Community Nursing	2		2	1前	2		2		中谷 久恵	*
地域・学校看護方法学特論 Lecture on School and Community Nursing	2		2	1前	2		2		川崎 裕美	*
生体構造学特論 Lecture on Anatomy and Histology	2		2	1前	2		2		(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特論 Lecture on Sports Rehabilitation	2		2	1前	2		2		浦邊 幸夫	
生体運動・動作解析学特論 Lecture on Biomechanics	2		2	1前	2		2		新小田 幸一	
生体機能解析制御科学特論 Lecture on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1前	2		2		濱田 泰伸	
運動器機能医科学特論 Lecture on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1前	2		2		浦川 将	
生体環境適応科学特論 Lecture on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1前	2		2		弓削 類	
生理機能情報科学特論 Lecture on Integrative Physiology	2		2	1前	2		2		松川 寛二	
作業行動探索科学特論 Lecture on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		宮口 英樹	
作業機能制御科学特論 Lecture on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		花岡 秀明	
上肢機能解析制御科学特論 Lecture on Locomotor System Dysfunction	2		2	1前	2		2		砂川 融	
精神機能制御科学特論 Lecture on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1前	2		2		岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特論 Lecture on Control Science for Body and Life Function	2		2	1前	2		2		(身体・生活機能制御科学)	
専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ										
健康推進科学特別演習 Seminar on Health Promotion Sciences	2		2	1	1	1	1	1	小林 敏生	*
健康情報学特別演習 Seminar on Health Informatics	2		2	1	1	1	1	1	梯 正之	*
基礎看護方法学特別演習 Seminar on Principles of Nursing	2		2	1	1	1	1	1	折山 早苗	*
助産・母性看護方法開発学特別演習 Seminar on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1	1	1	1	1	大平 光子	*
小児看護方法学特別演習 Seminar on Pediatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	祖父江 育子	*
成人看護方法学特別演習 Seminar on Chronic care & Family Nursing	2		2	1	1	1	1	1	森山 美知子	
成人健康学特別演習 Seminar on Health Care for Adults	2		2	1	1	1	1	1	片岡 健	
老年・がん看護方法学特別演習 Seminar on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1	1	1	1	1	宮下 美香	
精神保健看護方法学特別演習 Seminar on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	國生 拓子	*
地域・在宅看護方法学特別演習 Seminar on Home Care and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	中谷 久恵	*
地域・学校看護方法学特別演習 Seminar on School and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	川崎 裕美	*
生体構造学特別演習 Seminar on Anatomy and Histology	2		2	1	1	1	1	1	(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特別演習 Seminar on Sports Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	浦邊 幸夫	
生体運動・動作解析学特別演習 Seminar on Research on Biomechanics	2		2	1	1	1	1	1	新小田 幸一	
生体機能解析制御科学特別演習 Seminar on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1	1	1	1	1	濱田 泰伸	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
運動器機能医科学特別演習 Seminar on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1	1	1	1	1	浦川 将	
生体環境適応科学特別演習 Seminar on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1	1	1	1	1	弓削 類	
生理機能情報科学特別演習 Seminar on Integrative Physiology	2		2	1	1	1	1	1	松川 寛二	
作業行動探索科学特別演習 Seminar on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	宮口 英樹	
作業機能制御科学特別演習 Seminar on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	花岡 秀明	
上肢機能解析制御科学特別演習 Seminar on Locomotor System Dysfunction	2		2	1	1	1	1	1	砂川 融	
精神機能制御科学特別演習 Seminar on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特別演習 Seminar on Control Science for Body and Life Function	2		2	1	1	1	1	1	(身体・生活機能制御科学)	
専門科目Ⅲ Specialized SubjectⅢ										
健康推進科学特別研究 Research on Health Promotion Sciences	10		10	1～2	5		5		小林 敏生	
健康情報学特別研究 Research on Health Informatics	10		10	1～2	5		5		梯 正之	
基礎看護方法学特別研究 Research on Principles of Nursing	10		10	1～2	5		5		折山 早苗	*
助産・母性看護方法開発学特別研究 Research on Midwifery and Maternal-child Nursing	10		10	1～2	5		5		大平 光子	
小児看護方法学特別研究 Research on Pediatric Nursing	10		10	1～2	5		5		祖父江 育子	
成人看護方法学特別研究 Research on Chronic care & Family Nursing	10		10	1～2	5		5		森山 美知子	
成人健康学特別研究 Research on Health Care for Adults	10		10	1～2	5		5		片岡 健	
老年・がん看護方法学特別研究 Reserch on Gerontological and Oncology Nursing	10		10	1～2	5		5		宮下 美香	
精神保健看護方法学特別研究 Research on Mental Health and Psychiatric Nursing	10		10	1～2	5		5		國生 拓子	
地域・在宅看護方法学特別研究 Research on Home Care and Community Nursing	10		10	1～2	5		5		中谷 久恵	*
地域・学校看護方法学特別研究 Research on School and Community Nursing	10		10	1～2	5		5		川崎 裕美	*
生体構造学特別研究 Research on Anatomy and Histology	10		10	1～2	5		5		(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特別研究 Research on Sports Rehabilitation	10		10	1～2	5		5		浦邊 幸夫	
生体運動・動作解析学特別研究 Research on Research on Biomechanics	10		10	1～2	5		5		新小田 幸一	
生体機能解析制御科学特別研究 Physical Analysis and Therapeutic Sciences	10		10	1～2	5		5		濱田 泰伸	
運動器機能医科学特別研究 Research on Musculoskeletal Functional research and regeneration	10		10	1～2	5		5		浦川 将	
生体環境適応科学特別研究 Research on Bio-Environmental Adaptation Sciences	10		10	1～2	5		5		弓削 類	
生理機能情報科学特別研究 Research on Integrative Physiology	10		10	1～2	5		5		松川 寛二	
作業行動探索科学特別研究 Reserch on Human Behavior Science of Occupational Therapy	10		10	1～2	5		5		宮口 英樹	
作業機能制御科学特別研究 Research on Applied Sciences of Occupational Therapy	10		10	1～2	5		5		花岡 秀明	
上肢機能解析制御科学特別研究 Research on Locomotor System Dysfunction	10		10	1～2	5		5		砂川 融	
精神機能制御科学特別研究 Research on Psychosocial Rehabilitation	10		10	1～2	5		5		岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特別研究 Research on Control Science for Body and Life Function	10		10	1～2	5		5		(身体・生活機能制御科学)	
専門看護師コース Certified Nurse Specialist Course 専門科目Ⅳ Specialized SubjectⅣ										
(がん看護分野 The Field of Oncology Nursing)										
がん看護学特論 1 Lecture on Oncology Nursing 1	2		2	1前	2		2		片岡 健	(宮下)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
がん看護学特論 2 Lecture on Oncology Nursing 2	2		2	1前	2		2		宮下 美香	
がん看護学特論 3 Lecture on Oncology Nursing 3	2		2	1前	2		2		宮下, 大裕	
がん看護学特論 4 Lecture on Oncology Nursing 4	2		2	1前	2		2		宮下 美香	
がん看護学特論 5 Lecture on Oncology Nursing 5	2		2	1後		2		2	宮下 美香	
がん看護学演習 1 Seminar on Oncology Nursing 1	2		2	1	2		2		宮下 美香	
がん看護学演習 2 Seminar on Oncology Nursing 2	2		2	1後		2		2	宮下, 大裕	
がん看護学実習 1 Practicum on Oncology Nursing 1	2		2	1後		2		2	宮下 美香	
がん看護学実習 2 Practicum on Oncology Nursing 2	2		2	1後		2		2	宮下 美香	
がん看護学実習 3 Practicum on Oncology Nursing 3	2		2	1後		2		2	宮下, 大裕	
がん看護学実習 4 Practicum on Oncology Nursing 4	2		2	2前			2		宮下 美香	
がん看護学実習 5 Practicum on Oncology Nursing 5	2		2	2後				2	宮下 美香	
がん看護学課題研究 Research on Oncology Nursing	2		2	2			2		宮下 美香	
(慢性疾患看護分野The Field of Chronic Care Nursing)										
慢性疾患ケア看護学特論 1 Lecture on Chronic Care Nursing 1	2		2	1前	2		2		森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学特論 2 Lecture on Chronic Care Nursing 2	2		2	1前	2		2		森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学特論 3 Lecture on Chronic Care Nursing 3	2		2	1後		2		2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学特論 4 Lecture on Chronic Care Nursing 4	2		2	1後		2		2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学特論 5 Lecture on Chronic Care Nursing 5	2		2	2前			2		森山, 中谷	
慢性疾患ケア看護学演習 1 Seminar on Chronic Care Nursing 1	2		2	1後		2		2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学演習 2 Seminar on Chronic Care Nursing 2	2		2	2前			2		森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学実習 1 Practicum on Chronic Care Nursing 1	2		2	1後		2		2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学実習 2 Practicum on Chronic Care Nursing 2	2		2	2前			2		森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学実習 3 Practicum on Chronic Care Nursing 3	2		2	2前			2		森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学実習 4 Practicum on Chronic Care Nursing 4	2		2	2後				2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学実習 5 Practicum on Chronic Care Nursing 5	2		2	2後				2	森山 美知子	
慢性疾患ケア看護学課題研究 Research on Chronic Care Nursing	2		2	2			2		森山 美知子	

*印の科目は、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」を示す。

養護教諭の1種免許状を有する者が、24単位以上修得すれば、同専修免許状が取得可能となる。

Subjects with * are "Subjects related to Nursing or Teaching Profession" which is prescribed in the Ordinance for Enforcement of the School Teacher's License Act.

2 保健学専攻(博士課程前期)の研究指導体制及び学位請求手続き

Research guidance system in the Master's Course of Health Sciences Major and Application Procedure for Master's Degrees

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程前期に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a master's course of the Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

The research guidance group consists of 2 members in total: 1 chief academic supervisor and 1 assistant academic supervisor.

- ② 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The education committee at the GSBHS shall coordinate the organization of the research guidance group.

- ③ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

The chief academic supervisor (a professor, as a rule) shall provide all guidance to the student such as preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students receiving guidance by 1 chief academic supervisor should be considered to ensure that 1 chief is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Cooperating with the chief academic supervisor, the assistant academic supervisor gives necessary advice to students about their research plan and progress.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students consult with the chief academic supervisor and choose an assistant academic supervisor. The chief academic supervisor instructs students to choose an appropriate assistant supervisor in order to carry out their research.

2 研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

Research Guidance and Application Procedures for a Degree (refer to the appendix)

(1) 研究指導 Research Guidance

所定の年限（標準修業年限 2 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedure for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 2 years).

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員の推薦を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first semester (or the second semester for those enrolled in October) of the first year, students ask their expected chief academic supervisors to recommend assistant chief academic supervisors, and then submit a “Request for Academic Supervisors” to the education committee of GSBHS based on the results.

When academic supervisors are absent due to leaving university or any other reasons, students shall request recommendation of a replacement of their academic supervisors to the research guidance group, and submit a “Request for Change of Chief Academic Supervisor” to the education committee of GSBHS based on the recommendation results.

- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first semester (or the second semester for those enrolled in October) of the first year, students shall prepare their registration plans under the guidance of their chief academic supervisors, and submit the plans to the education committee of GSBHS.

- ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案する。

Students shall prepare research plans under guidance of their chief academic supervisors.

- ④ 研究計画について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Students shall receive advice and approval from their research guidance groups regarding their research plans and conduct their research following their research plans. If their research plans have drastically changed, students must report to their research guidance groups.

- ⑤ 第2年次前期に研究指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る、その結果を学生支援グループに提出する。

Students shall make research interim report during the first semester in the second year in the research guidance group and ask for advice regarding its progress, and then they report the result to the student support office.

(2) 学位請求 Application Procedures for a Degree

- ① 研究成果を主指導教員の指導のもとに修士論文としてまとめる。

Students shall prepare a master's thesis based on their research achievements, under the guidance of their chief academic supervisor.

- ② 学位請求手続きを行う。Students shall adopt the necessary application procedures for a degree.

- i 審査委員会において、修士論文の審査及び修士論文を中心とした口述試験による最終試験を受ける。

Students shall undergo a final examination in oral concerning mainly their master's thesis through the thesis review committee.

- ii 論文は修士論文発表会で発表するものとし、発表12分、質疑応答8分を基準とする。

Students shall make thesis presentation with 12 minutes of presentation and 8 minutes of question and answer at the master's thesis presentation meeting.

- iii 審査委員会の論文審査と最終試験及び修士論文発表会を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students passing the master's thesis presentation meeting at the faculty meeting of GSBHS after the thesis review and the final examination by the thesis review committee shall be considered to have completed the master's course and obtained a master's degree.

(3) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized at the faculty meeting of GSBHS as possessing excellent scholastic achievement may finish their study in less than the prescribed years of study. Requirements for the aforementioned early completion are that the students' research achievements are excellent and approved by the education committee of the graduate school with recommendation from the responsible research guidance group.

(4) 修士論文の形式 Master's Thesis Format

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author thesis.

(5) 審査委員会 Thesis Review Committee

研究科教授会において、主指導教員を委員長とし、ほかに教員2名からなる審査委員会を編成する。

The thesis review committee shall consist of 3 members, including the chief academic supervisor as a chairperson and 2 teachers, and be organized within faculty meeting of GSBHS.

別表

保 健 学 専 攻（ 博 士 課 程 前 期 ）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員の提出 履修計画の提出		指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 （研究科教育委員会）
	後期	（単位修得） 研究計画の立案 研究の実施 （単位修得）		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 研究中間報告	研究指導	研究進捗状況の確認・助言 研究進捗状況の確認・助言	
	後期	（単位修得） 論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	論文作成の指導	論文作成についての助言	

医歯薬学専攻 博士課程

Biomedical Sciences Major Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	101
	List of Classes and Professors	
2	医歯薬学専攻（博士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き	108
	Research guidance system in the doctoral course of Biomedical Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目 I Common Subject I

2 単位（生命・医療倫理特論）を修得すること。

Acquire 2 credits of "Advanced course of biomedical ethics"

②共通科目 II Common Subjects II

4 単位以上修得すること。 Acquire 4 or more credits

③専門科目 I Specialized Subject I

12 単位以上修得すること。 Acquire 12 or more credits

・所属するプログラム（医学・歯学・薬学・放射線医科学）の専門科目 8 単位以上を含むこと。

It must include 8 or more credits from Specialized Subject of your major (Program of Medicine, Dental Sciences, Pharmaceutical Sciences, Radiation Biology and Medicine.)

・主指導教員の指定する 4 単位を含む、12 単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。

Acquire 4 credits of subjects elected by a chief academic supervisor (The elected subjects might be other department's subjects.)

④専門科目 II Specialized Subject II

主指導教員の指定する 12 単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits elected by a chief academic supervisor

⑤推奨科目 Recommended subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

To improve your English presentation skill, students are encouraged to complete the recommended subjects as free subjects.

<東南アジア歯科医療高度化推進ツイニングプログラム特別コース>

以下のとおり、30 単位以上修得すること。 Students shall acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目 Common Subject

6 単位を修得すること。 Acquire 6 credits

②専門科目 Specialized Subject

24 単位以上修得すること。 Acquire 24 or more credits

107 ページ記載の授業科目から主指導教員の指定する 10 単位を含む 24 単位以上履修すること。

ただし、本表記載の授業科目の他に医歯薬学専攻の授業科目の履修単位を充てることができる。

Acquire 10 credits of subjects that your chief academic supervisor selected from the list on 107 page (The elected subjects might be Biomedical Sciences Major's subjects.)

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

医歯薬学専攻（博士課程）Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ														
生命・医療倫理特論 Advanced course of biomedical ethics	2	2		1前	2		2		2		2		工藤 美樹	
共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ														
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2		2		吉栖 正生	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Bioscience Course Work	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Bioscience Course Work	2		2	1後	2		2		2				安井 弥	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後	2		2		2				安井 弥	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3前					1		1		安井 弥	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2		2		永田 靖	
がん診療各論 Practice of Oncology	2		2	1前	2		2		2		2		永田 靖	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2		2		松浦 伸也	
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2		2	1後	2		2		2		2		折山 早苗	
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2		2	1後	2		2		2		2		小澤 孝一郎	
専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ														
医学専門科目 Specialized Subject for Program of Medicine														
解剖学及び発生生物学特別演習 Advanced seminar on Anatomy and Developmental Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	青山 裕彦	
神経生物学特別演習 Advanced seminar on Neurobiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	相澤 秀紀	
心臓血管生理医学特別演習 Advanced seminar on Cardiovascular Physiology and Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	吉栖 正生	
神経生理学特別演習 Advanced seminar on Neurophysiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	橋本 浩一	
分子細胞情報学特別演習 Advanced seminar on Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	今泉 和則	
医化学特別演習 Advanced seminar on Biomedical Chemistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	浅野 知一郎	
神経薬理学特別演習 Advanced seminar on Molecular and pharmacological neuroscience	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	酒井 規雄	
分子病理学特別演習 Advanced seminar on Molecular Pathology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥	
病理学特別演習 Advanced seminar on Pathology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	武島 幸男	
ウイルス学特別演習 Advanced seminar on Virology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	坂口 剛正	
疫学・疾病制御学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 純子	
公衆衛生学特別演習 Advanced seminar on Public Health and Health Policy	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	烏帽子田 彰	
法医学特別演習 Advanced seminar on Forensic Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	長尾 正崇	
分子中毒学特別演習 Advanced seminar on forensic toxicology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	奈女良 昭	
免疫学特別演習 Advanced seminar on Immunology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	菅野 雅元	
消化器・代謝内科学特別演習 Advanced seminar on Gastroenterology and Metabolism	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	茶山 一彰	
分子内科学特別演習 Advanced seminar on Molecular and Internal Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	服部 登	
脳神経内科学特別演習 Advanced seminar on Clinical Neuroscience and Therapeutics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	丸山 博文	
精神神経医科学特別演習 Advanced seminar on Psychiatry and Neurosciences	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(精神神経医化学)	
小児科学特別演習 Advanced seminar on Pediatrics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	小林 正夫	
外科学特別演習 Advanced seminar on Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	末田 泰二郎	
消化器・移植外科学特別演習 Advanced seminar on Gastroenterological and Transplant Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	大段 秀樹	
脳神経外科学特別演習 Advanced seminar on Neurosurgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	栗栖 薫	
整形外科特別演習 Advanced seminar on Orthopaedic Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	安達 伸生	
皮膚科学特別演習 Advanced seminar on Dermatology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	秀 道広	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
腎泌尿器科学特別演習 Advanced seminar on Urology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	松原 昭郎	
視覚形態学特別演習 Advanced seminar on Ophthalmology and Visual Science	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	木内 良明	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別演習 Advanced seminar on Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	平川 勝洋	
放射線診断学特別演習 Advanced seminar on Diagnostic Radiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	栗井 和夫	
放射線腫瘍学特別演習 Advanced seminar on Radiation Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖	
産科婦人科学特別演習 Advanced seminar on Obstetrics and Gynecology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹	
麻酔蘇生学特別演習 Advanced seminar on Anesthesiology and Critical Care	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	河本 昌志	
循環器内科学特別演習 Advanced seminar on Cardiovascular Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	木原 康樹	
救急集中治療医学特別演習 Advanced seminar on Emergency and Critical Care Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗	
内視鏡医学特別演習 Advanced seminar on Endoscopy and Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 信治	
システム医療学特別演習 Advanced seminar on Medical Informatics and Systems Management	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗	
感染症学特別演習 Advanced seminar on Infectious Diseases	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	大毛 宏喜	
病理診断学特別演習 Advanced seminar on Anatomical Pathology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	有廣 光司	
リウマチ・膠原病学特別演習 Advanced seminar on Clinical Immunology and Rheumatology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 英二	
リハビリテーション学特別演習 Advanced seminar on Rehabilitation Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	木村 浩彰	
腎臓内科学特別演習 Advanced seminar on Nephrology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	正木 崇生	
形成外科学特別演習 Advanced seminar on Plastic Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	横田 和典	
総合診療医学特別演習 Advanced seminar on General Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	田妻 進	
がん化学療法科学特別演習 Advanced seminar on Clinical Oncology	4		4	1	2	2		2		2		2	杉山 一彦	
生命科学特別演習 Advanced seminar on Life Science	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	檜山 英三 外丸 祐介	
精神病態制御学特別演習 Advanced seminar on	4		4	1	2	2	2	2	2	2			加藤 忠史	
統合バイオ特別演習 Advanced seminar on Integrative Bioscience	4		4	1	2	2	2	2	2	2			内匠 透	
関節外科学特別演習 Advanced seminar on joint reconstruction surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2			(人工関節 ・生体材料)	
がん臨床制御学特別演習 Advanced seminar on Clinical Control of cancer	4		4	1	2	2	2	2	2	2			谷山, 下瀬 田代, 竹林	
がんプロ専門医取得支援コース Training course for Radiation and Cancer	4		2	1後		2		2		2		2	永田 靖	がんプロ 専門医
がん化学療法演習 Advanced seminar on Clinical Practice of systemic chemotherapy	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦	がんプロ 専門医
がん放射線療法演習 Advanced seminar on Radiation Oncology	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	永田 靖	がんプロ 専門医
乳がん治療演習 Advanced seminar on Breast cancer treatment	6		6	1後～2			2	(2)	2	(2)	2	(2)	岡田 守人	がんプロ 専門医
がん緩和医療演習 Advanced seminar on Palliative and supportive care for cancer patients	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	岡本 泰昌	がんプロ 専門医
集学的がん治療の実践 Advanced seminar on Multidisciplinary tumor board	2		2	2前		2	2		2		2		永田 靖	がんプロ 専門医
婦人科がん治療演習 Advanced seminar on Gynecologic cancer treatment	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹	がんプロ 専門医
臨床研究の基礎および実践 Basic and advanced training on methodology for Clinical Research	2		2	1 後		2		2		2		2	田中 純子	がんプロ 専門医
緩和ケアカンファレンス Palliative care Conference	2		2	2前(後)			2	(2)	2	(2)	2	(2)	岡本 泰昌	がんプロ 専門医
腫瘍外科治療演習 Advanced seminar on Surgical Oncology	2		2	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	岡田 守人	がんプロ 専門医
小児がん治療演習 Advanced seminar on Pediatric cancer treatment	2		2	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦	がんプロ 専門医
歯学専門科目 Specialized Subject for Program of Dental Sciences														
生体材料科学特別演習 Advanced seminar on Biomaterials	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 功一	
口腔生化学特別演習 Advanced seminar on Dental and Medical Biochemistry			4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
口腔細胞生物学特別演習 Advanced seminar on Oral Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔細胞生物学)	
細菌学特別演習 Advanced seminar on Bacteriology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	菅井 基行	
口腔生理学特別演習 Advanced seminar on Physiology and Oral Physiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	杉田 誠	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits	配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
				1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
				前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
細胞分子薬理学特別演習 Advanced seminar on Cellular and Molecular Pharmacology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	兼松 隆	
口腔顎顔面病理病態学特別演習 Advanced seminar on Oral Maxillofacial Pathobiology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
歯周病態学特別演習 Advanced seminar on Periodontal Medicine	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
分子口腔医学・顎顔面外科学特別演習 Advanced seminar on Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
粘膜免疫学特別演習 Advanced seminar on Mucosal Immunology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	高橋 一郎	
歯科放射線学特別演習 Advanced seminar on Oral and Maxillofacial Radiology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
硬組織代謝生物学特別演習 Advanced seminar on Calcified Tissue Biology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	吉子 裕二	
歯科麻酔学特別演習 Advanced seminar on Dental Anesthesiology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	入舩 正浩	
歯髄生物学特別演習 Advanced seminar on Biological Endodontics	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
口腔外科学特別演習 Advanced seminar on Oral and Maxillofacial Surgery	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
先端歯科補綴学特別演習 Advanced seminar on Advanced Prosthodontics	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
歯科矯正学特別演習 Advanced seminar on Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
小児歯科学特別演習 Advanced seminar on Pediatric Dentistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
国際歯科医学・分子腫瘍学特別演習 Advanced seminar on Global Dental Medicine and Molecular Oncology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	藤井 万紀子	
歯科医学教育学特別演習 Advanced seminar on General Dentistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(歯科医学教育学)	
障害者歯科学特別演習 Advanced seminar on Special Care Dentistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(障害者歯科学)	
矯正歯科専門医取得支援コース Training course for orthodontic specialist	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
小児歯科専門医取得支援コース Training course for specialist of pediatric dentistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
薬学専門科目 Specialized Subject for Program of Pharmaceutical Sciences													
生理化学特別演習 Advanced seminar on Physiological Chemistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(生理化学)	
生体機能分子動態学特別演習 Advanced seminar on Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	太田 茂	
細胞分子生物学特別演習 Advanced seminar on Cellular and Molecular Biology	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	田原 栄俊	
臨床薬物治療学特別演習 Advanced seminar on Clinical Pharmacotherapy	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	森川 則文	
治療薬効学特別演習 Advanced seminar on Pharmacotherapy	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	小澤 孝一郎	
病院薬剤学特別演習 Advanced seminar on Pharmaceutical Services	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	松尾 裕彰	
核酸分析化学特別演習 Advanced seminar on Nucleic Acids Biochemistry	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	紙谷 浩之	
漢方診療学特別演習 Advanced seminar on Kampo Medicine	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	飯塚 徳男	
放射線医科学専門科目 Specialized Subject for Program of Radiation Biology and Medicine													
細胞修復制御学特別演習 Advanced seminar on Cellular Biology	4	4	1	2	2							田代 聡	
放射線細胞応答学特別演習 Advanced seminar on Molecular Radiobiology	4	4	1	2	2							(放射線細胞 応答学)	
疾患モデル解析学特別演習 Advanced seminar on Disease Model	4	4	1	2	2							本田 浩章	
分子疫学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology	4	4	1	2	2							川上 秀史	
計量生物学特別演習 Advanced seminar on Environmetrics and Biometrics	4	4	1	2	2							(計量生物)	
線量測定・評価学特別演習 Advanced seminar on Radiation Biophysics	4	4	1	2	2							保田 浩志	
放射線ゲノム疾患学特別演習 Advanced seminar on Genetics and Cell Biology	4	4	1	2	2							松浦 伸也	
ゲノム障害病理学特別演習 Advanced seminar on Human Genetics	4	4	1	2	2							東 幸仁	
がん分子病態学特別演習 Advanced seminar on Molecular Oncology	4	4	1	2	2							稲葉 俊哉	
分子発がん制御学特別演習 Advanced seminar on Experimental Oncology	4	4	1	2	2							(分子発がん制御)	
幹細胞機能学特別演習 Advanced seminar on Stem Cell Biology	4	4	1	2	2							(幹細胞機能学)	
放射線医療開発学特別演習 Advanced seminar on Radiation Medicine	4	4	1	2	2							廣橋 伸之	
血液・腫瘍内科学特別演習 Advanced seminar on Hematology and Oncology	4	4	1	2	2							一戸 辰夫	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
腫瘍外科学特別演習 Advanced seminar on Surgical Oncology	4		4	1	2	2							岡田 守人	
放射線誘発突然変異解析特別演習 Advanced seminar on Analysis of radiation-induced mutations	4		4	1	2	2							野田 朝男 平井 裕子	
放射線健康影響疫学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology of Radiation Effects on Health	4		4	1	2	2							小笹 晃太郎 坂田 律	
生体ゲノム制御機能特別演習 Advanced seminar on Functions of Biological Defence Genome	4		4	1	2	2							楠 洋一郎 林 泰雄	
がん重粒子線治療法特別演習 Advanced seminar on heavy particle therapy for cancer	4		4	1	2	2							辻 比呂志	
分子イメージング診断法特別演習 Advanced seminar on molecular imaging for diagnosis	4		4	1	2	2							佐賀 恒夫	
低線量放射線安全研究特別演習 Advanced seminar on low-dose radiation safety	4		4	1	2	2							柿沼 志津子 仲野 高志	
緊急被ばく医療開発特別演習 Advanced seminar on the development of radiation emergency medicine	4		4	1	2	2							立崎 英夫	
専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ														
医学専門科目 Specialized Subject for Program of Medicine														
解剖学及び発生生物学特別実験 Advanced research on Anatomy and Developmental Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	青山 裕彦	
神経生物学特別実験 Advanced research on Neurobiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	相澤 秀紀	
心臓血管生理医学特別実験 Advanced research on Cardiovascular Physiology and Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	吉栖 正生	
神経生理学特別実験 Advanced research on Neurophysiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	橋本 浩一	
分子細胞情報学特別実験 Advanced research on Biochemistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	今泉 和則	
医化学特別実験 Advanced research on Biomedical Chemistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	浅野 知一郎	
神経薬理学特別実験 Advanced research on Molecular and pharmacological neuroscience	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	酒井 規雄	
分子病理学特別実験 Advanced research on Molecular Pathology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥	
病理学特別実験 Advanced research on Pathology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	武島 幸男	
ウイルス学特別実験 Advanced research on Virology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	坂口 剛正	
疫学・疾病制御学特別実験 Advanced research on Epidemiology,Infectious Disease Control and Prevention	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 純子	
公衆衛生学特別実験 Advanced research on Public Health and Health Policy	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	烏帽子田 彰	
法医学特別実験 Advanced research on Forensic Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	長尾 正崇	
分子中毒学特別実験 Advanced research on forensic toxicology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	奈女良 昭	
免疫学特別実験 Advanced research on Immunology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	菅野 雅元	
消化器・代謝内科学特別実験 Advanced research on Gastroenterology and Metabolism	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	茶山 一彰	
分子内科学特別実験 Advanced research on Molecular and Internal Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	服部 登	
脳神経内科学特別実験 Advanced research on Clinical Neuroscience and Therapeutics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	丸山 博文	
精神神経医学特別実験 Advanced research on Psychiatry and Neurosciences	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(精神神経医化学)	
小児科学特別実験 Advanced research on Pediatrics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	小林 正夫	
外科学特別実験 Advanced research on Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	末田 泰二郎	
消化器・移植外科学特別実験 Advanced research on Gastroenterological and Transplant Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	大段 秀樹	
脳神経外科学特別実験 Advanced research on Neurosurgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	栗栖 薫	
整形外科特別実験 Advanced research on Orthopaedic Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	安達 伸生	
皮膚科学特別実験 Advanced research on Dermatology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	秀 道広	
腎泌尿器科学特別実験 Advanced research on Urology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	松原 昭郎	
視覚病態学特別実験 Advanced research on Ophthalmology and Visual Science	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	木内 良明	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別実験 Advanced research on Otorhinolaryngology,Head and Neck Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	平川 勝洋	
放射線診断学特別実験 Advanced research on Diagnostic Radiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	栗井 和夫	
放射線腫瘍学特別実験 Advanced research on Radiation Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖	
産科婦人科学特別実験 Advanced research on Obstetrics and Gynecology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
麻酔蘇生学特別実験 Advanced research on Anesthesiology and Critical Care	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	河本 昌志	
循環器内科学特別実験 Advanced research on Cardiovascular Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	木原 康樹	
救急集中治療医学特別実験 Advanced research on Emergency and Critical Care Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗	
内視鏡医学特別実験 Advanced research on Endoscopy and Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 信治	
システム医療学特別実験 Advanced research on Medical Informatics and Systems Management	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗	
感染症学特別実験 Advanced research on Infectious Diseases	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	大毛 宏喜	
病理診断学特別実験 Advanced research on Anatomical Pathology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	有廣 光司	
リウマチ・膠原病学特別実験 Advanced research on Clinical Immunology and Rheumatology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 英二	
リハビリテーション学特別実験 Advanced research on Rehabilitation Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	木村 浩彰	
腎臓内科学特別実験 Advanced research on Nephrology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	正木 崇生	
形成外科学特別実験 Advanced research on Plastic Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	横田 和典	
総合診療医学特別実験 Advanced research on General Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	田妻 進	
がん化学療法科学特別実験 Advanced research on Clinical Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦	
生命科学特別実験 Advanced research on Life Science	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	檜山 英三 外丸 祐介	
精神病態制御学特別実験 Advanced research on Systems Medical Science	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 忠史	
統合バイオ特別実験 Advanced research on Integrative Bioscience	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	内匠 透	
がん臨床制御学特別実験 Advanced research on Clinical Control of cancer	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	谷山, 下瀬 田代, 竹林	
歯学専門科目 Specialized Subject for Program of Dental Sciences														
生体材料科学特別実験 Advanced research on Biomaterials	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 功一	
口腔生化学特別実験 Advanced research on Dental and Medical Biochemistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
口腔細胞生物学特別実験 Advanced research on Oral Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔細胞生物学)	
細菌学特別実験 Advanced research on Bacteriology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	菅井 基行	
口腔生理学特別実験 Advanced research on Physiology and Oral Physiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	杉田 誠	
細胞分子薬理学特別実験 Advanced research on Cellular and Molecular Pharmacology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	兼松 隆	
口腔顎顔面病理病態学特別実験 Advanced research on Oral Maxillofacial Pathobiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
歯周病態学特別実験 Advanced research on Periodontal Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
分子口腔医学・顎顔面外科学特別実験 Advanced research on Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
粘膜免疫学特別実験 Advanced research on Mucosal Immunology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	高橋 一郎	
歯科放射線学特別実験 Advanced research on Oral and Maxillofacial Radiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
硬組織代謝生物学特別実験 Advanced research on Calcified Tissue Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	吉子 裕二	
歯科麻酔学特別実験 Advanced research on Dental Anesthesiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	入船 正浩	
歯髄生物学特別実験 Advanced research on Biological Endodontics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
口腔外科学特別実験 Advanced research on Oral and Maxillofacial Surgery	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
先端歯科補綴学特別実験 Advanced research on Advanced Prosthodontics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
歯科矯正学特別実験 Advanced research on Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
小児歯科学特別実験 Advanced research on Pediatric Dentistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
国際歯科医学・分子腫瘍学特別実験 Advanced research on Global Dental Medicine and Molecular Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	藤井 万紀子	
歯科医学教育学特別実験 Advanced research on General Dentistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(歯科医学教育学)	
障害者歯科学特別実験 Advanced research on Special Care Dentistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(障害者歯科学)	
薬学専門科目 Specialized Subject for Program of Pharmaceutical Sciences														
生理化学特別実験 Advanced research on Physiological Chemistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(生理化学)	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
生体機能分子動態学特別実験 Advanced research on Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	太田 茂	
細胞分子生物学特別実験 Advanced research on Cellular and Molecular Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	田原 栄俊	
臨床薬物治療学特別実験 Advanced research on Clinical Pharmacotherapy	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	森川 則文	
治療薬効学特別実験 Advanced research on Pharmacotherapy	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	小澤 孝一郎	
病院薬剤学特別実験 Advanced research on Pharmaceutical Services	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	松尾 裕彰	
核酸分析化学特別実験 Advanced research on Nucleic Acids Biochemistry	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	紙谷 浩之	
漢方診療学特別実験 Advanced research on Kampo Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	飯塚 徳男	
放射線医学専門科目 Specialized Subject for Program of Radiation Biology and Medicine														
細胞修復制御学特別実験 Advanced research on Cellular Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	田代 聡	
放射線細胞応答学特別実験 Advanced research on Molecular Radiobiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(放射線細胞 応答学)	
疾患モデル解析学特別実験 Advanced research on Disease Model	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	本田 浩章	
分子疫学特別実験 Advanced research on Epidemiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	川上 秀史	
計量生物学特別実験 Advanced research on Environmetrics and Biometrics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(計量生物)	
線量測定・評価学特別実験 Advanced research on Radiation Biophysics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	保田 浩志	
放射線ゲノム疾患学特別実験 Advanced research on Genetics and Cell Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	松浦 伸也	
ゲノム障害病理学特別実験 Advanced research on Human Genetics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	東 幸仁	
がん分子病態学特別実験 Advanced research on Molecular Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	稲葉 俊哉	
分子発がん制御学特別実験 Advanced research on Experimental Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(分子発がん制御)	
幹細胞機能学特別実験 Advanced research on Stem Cell Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	(幹細胞機能学)	
放射線医療開発学特別実験 Advanced research on Radiation Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	廣橋 伸之	
血液・腫瘍内科学特別実験 Advanced research on Hematology and Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	一戸 辰夫	
腫瘍外科学特別実験 Advanced research on Surgical Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 守人	
放射線誘発突然変異解析特別実験 Advanced research on Analysis of radiation-induced mutations	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	野田 朝男 平井 裕子	
放射線健康影響疫学特別実験 Advanced research on Epidemiology of Radiation Effects on Health	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	小笹 晃太郎 坂田 律	
生体ゲノム制御機能特別実験 Advanced research on Functions of Biological Defence Genome	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	楠 洋一郎 林 奉権	
がん重粒子線治療法特別実験 Advanced research on heavy particle therapy for cancer	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	辻 比呂志	
分子イメージング診断法特別実験 Advanced research on molecular imaging for diagnosis	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	佐賀 恒夫	
低線量放射線安全研究特別実験 Advanced research on low-dose radiation safety	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	柿沼 志津子 仲野 高志	
緊急被ばく医療開発特別実験 Advanced research on the development of radiation emergency medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	立崎 英夫	
推奨科目 Recommended Subject														
English Presentation	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健	後期に 履修可能

医歯薬学専攻（博士課程（東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コース））

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目 Common Subject														
コース共通														
高度基礎歯学特論	2	2		1前	2		2		2		2		菅井 基行	
歯学研究概論	2	2		1前	2		2		2		2		菅井 基行	
先進歯学研究特論	2	2		1後		2		2		2		2	菅井 基行	
専門科目 Specialized Subject														
健康増進・育成歯学コース														
口腔細菌感染モニター法特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
ペリオドンタルメディシン特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
顎顔面生体力学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
顎顔面生体力学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
小児口腔成長発達科学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
小児口腔成長発達科学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
感染制御・組織再生・機能再建学コース														
歯周感染免疫学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
歯周感染免疫学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
摂食嚥下再構築学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
摂食嚥下再構築学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
硬組織発生・再生学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
硬組織発生・再生学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
口腔顎顔面分子病態学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
口腔顎顔面分子病態学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
口腔顎顔面再建外科学コース														
摂食・嚥下障害学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
摂食・嚥下障害学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
分子診断・治療口腔医学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
分子診断・治療口腔医学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
口腔機能改善・再建外科学特別演習	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
口腔機能改善・再建外科学特別実験	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	

2 医歯薬学専攻(博士課程)の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System in the Doctoral Course of Biomedical Sciences Major and Application Procedures for Doctoral Degrees

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a doctoral course of the Biomedical Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の合計 3 名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: 1 chief academic supervisor and 2 assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の 1 名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の 1 名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。

また、必要に応じて病院籍等の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。

One of the assistant academic supervisors shall be from the major to which the chief academic supervisor belongs (whether the assistant academic supervisor belongs to the same department as the chief academic supervisor shall not be considered). It would be favorable that another assistant academic supervisor shall be someone from a different department who can provide guidance in a wide range of fields. Associate professors or lecturers who are working at the hospital can be in charge of assistant supervisors as necessary.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The education committee at the GSBHS shall adjust research guidance groups that meet actual research statuses of students upon full investigations of research projects and students' desires.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (should be professor, in principle) shall provide all guidance to the student such as preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors work together with a chief academic supervisor in order to provide students advice regarding their research plan, research progress, and degree dissertation.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

Students consult with the chief academic supervisor and choose assistant academic supervisors. The chief academic supervisor instructs students to choose appropriate assistant supervisors in order to carry out their research.

For example, if the chief academic supervisor is a professor in the clinical science field, a professor in the basic science field would be desirable to join the group as an assistant academic supervisor.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限 4 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 4 years).

- ① 第 1 年次の前期（10 月入学者の場合は後期）開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group consisting of 3 members, including 2 assistant academic supervisors, and then submit a “Registration Form for Research Guidance Group” to the GSBHS education committee.

In the case one of the academic supervisors becomes absent due to leaving the university, or any other reason, students shall request their research guidance group to recommend a replacement, and based on the result, they shall submit a “Request for Change of Academic Supervisors” to the education committee.

- ② 第 1 年次の前期（10 月入学者の場合は後期）開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their course registration plan, considering the degree type which they would like to earn under the guidance of the chief academic supervisor, and shall submit the plan to the education committee.

- ③ 第 1 年次の後期（10 月入学者の場合は前期）開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を 1,000 字程度にまとめ主指導教員に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their research plan under guidance of their chief academic

advisors and submit the outline in around 1,000 letters (Japanese) to the chief.

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。
研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Receiving advice on the outline of their research plan and approval from their research guidance group, students shall conduct their research following the plan. If their research plan drastically changes, students must report it to their research guidance group.

- ⑤ 第3年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。

By the end of the third year, students shall obtain credits of predetermined subjects.

- ⑥ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。

Within four weeks from the beginning of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the third year, students shall summarize their research progress in approximately 2,000 – 4,000 letters (Japanese) including graphs and tables, and submit it to their research guidance group, and shall obtain their advices and approvals.

- ⑦ 第4年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。

By the end of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the fourth year, students shall write a dissertation under the guidance of their chief academic supervisor based on their research achievements.

- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。

Students shall make a presentation about their dissertation in a GSBHS presentation meeting, and receive advices from their research guidance group.

- ⑨ 学位請求手続きを行う。Students shall take the necessary application procedures for a degree.

- i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。

Students shall undertake a screening about degree applicant qualifications by the education committee of GSBHS.

- ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。

Students shall submit application documents for a degree to the education committee.

- iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。

Students shall undertake the final examination concerning their dissertation and related subjects in the dissertation review committee.

- iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。

Students passing the review at the GSBHS faculty meeting after the dissertation review by the dissertation review committee and the final examination are considered to have completed the doctoral course and obtained a doctoral degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限4年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students recognized at the GSBHS faculty meeting as possessing excellent scholastic achievements may finish their study in less than the predetermined year of study (standard term of study is 4 years). Requirements for the early completion are that the students' research achievements are excellent, as their paper would be published in an international academic journal (just acceptance for publication would be also acceptable) etc., and they should be approved by the education committee after properly recommended by the research guidance group.

(3) 学位論文の形式 Dissertation Format

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。(未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。)

The dissertation should be a paper written by students as a first author and published or expected to be published in an academic journal, or an unpublished paper by students as a single author. (For the unpublished paper, students must publish its all or part of the paper's content in an academic journal within 1 year after completion.)

(4) 審査委員会 Dissertation Review Committee

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committees with 3 or more members, including 2 or more GSBHS professors. In the committee, student's chief academic supervisor and assistant academic supervisors shall not become the members.

The committee may consist of faculties of GSBHS, other graduate school or other institutions in the case that the faculty meeting considers it is necessary.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

Educational support for students who have graduated other schools

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

If students need assistances for conducting their research plan at GSBHS, they can be applied for the system which allows them to take the classes of the School of Medicine, the School of Dentistry or the School of Pharmaceutical Sciences, and help their study. This is of course for the students from other schools than the School of Dentistry or the School of Pharmaceutical Sciences, but those who from aforementioned schools can also utilize this system if they need to learn the basic knowledge of medicine, dentistry or pharmaceutical sciences.

Students shall decide the desired class subjects under the guidance of the chief academic supervisor, include them in the course registration form, and submit it within two weeks from the beginning of classes in each semester.

医 歯 薬 学 専 攻（ 博 士 課 程 ）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成 (3 名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	(単位修得)			
3 年 次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	所定の単位修得 論文作成の開始	論文作成の指導		
4 年 次	前期	研究科発表会で発表 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)

※10月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

口腔健康科学専攻 博士課程後期

Oral Health Sciences Major Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	113
	List of Classes and Professors	
2	口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き	114
	Research guidance system in the doctoral course of Oral Health Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12 単位以上修得すること。 Students shall acquire 12 or more credits as follows.

①基盤的選択科目 Basic Elective Subjects

2 単位を修得すること。 Acquire 2 credits

②共通科目 Common Subjects

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2 単位以上修得することを推奨する。

Students are encouraged to complete 2 or more credits of "Methods in biomedical sciences" etc. in order to acquire deep and rich knowledge.

③専門選択科目 I Specialized Elective Subject I

主指導教員の指定する科目を含む 4 単位以上を修得すること。（ただし、医歯薬学専攻（博士課程）、薬科学専攻（博士課程後期）及び保健学専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。）

Acquire 4 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor (It is possible to use credits from the subjects in Biomedical Sciences Major (Doctoral Course), Medicinal Sciences Major (Doctoral Course), and Health Sciences Major (Doctoral Course) as this specialized elective subjects I.)

④専門選択科目 II Specialized Elective Subject II

主指導教員の指定する科目を含む、6 単位以上を修得すること。

Acquire 6 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

⑤推奨科目 Recommended subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

To improve your English presentation skill, students are encouraged to complete the recommended subjects as free subjects.

⑥口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学

“Advanced lecture on oral health sciences” & “Medical ethics”

口腔健康科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な口腔健康科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学を履修すること。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

Students who do not acquire knowledge about oral health sciences and biomedical ethics necessary for basic research of medical sciences and highly advanced medical treatments shall acquire "Advanced lecture on medicinal science" and "Advanced course of biomedical ethics" which are held for MASTER'S COURSE STUDENTS. However, the credits of these subjects are not counted among the required number of credits for completion of this course.

⑦社会人入学者等 Students who are employed and others

社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の講義科目（専門選択科目 I）を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

To support smooth completion, the students who are employed and others can take specialized elective subjects in Master's Course of Oral Health Sciences Major. However, those credits are not considered as the completion requirements.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

口腔健康科学専攻（博士課程後期） Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
基盤的選択科目 Basic Elective Subject												
口腔健康科学特講Ⅰ Advanced lecture on oral health sciences (I)	2		2	1前	2		2		2		菅井 基行	
口腔健康科学特講Ⅱ Advanced lecture on oral health sciences (II)	2		2	1前	2		2		2		二川 浩樹	
共通科目 Common Subject												
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2		吉栖 正生	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Bioscience Course Work	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Bioscience Course Work	2		2	1後		2		2		2	安井 弥	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後		2		2		2	安井 弥	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3 前					1		安井 弥	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2		永田 靖	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2		松浦 伸也	
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2		2	1後		2		2		2	折山 早苗	
薬物治療学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1後		2		2		2	小澤 孝一郎	
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective SubjectⅠ												
応用口腔生物学特別演習 Advanced seminar on applied oral biology and engineering	4		4	1～2	2		2		2		二川 浩樹	
口腔リハビリテーション工学特別演習 Advanced seminar on oral rehabilitation and engineering	4		4	1～2	2		2		2		二川 浩樹	
生体構造・機能修復学特別演習 Advanced seminar on anatomy and functional	4		4	1～2	2		2		2		里田 隆博	
医療システム・生体材料工学特別演習 Advanced seminar on medical systems and bio-material engineering	4		4	1～2	2		2		2		村山 長	
口腔保健・衛生学特別演習 Advanced seminar on oral health	4		4	1～2	2		2		2		杉山 勝	
口腔保健発達機能学特別演習 Advanced seminar on oral health and maxillofacial development	4		4	1～2	2		2		2		天野 秀昭	
口腔保健管理学特別演習 Advanced seminar on oral health management	4		4	1～2	2		2		2		竹本 俊伸	
口腔健康増進学特別演習 Advanced seminar on oral health promotion	4		4	1～2	2		2		2		天野 秀昭	
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective SubjectⅡ												
応用口腔生物・リハビリテーション工学特別研究 Advanced research on applied oral biology, oral rehabilitation and engineering	6		6	1～3	2		2		2		二川 浩樹	
生体構造・機能修復学特別研究 Advanced research on anatomy and functional	6		6	1～3	2		2		2		里田 隆博	
医療システム・生体材料工学特別研究 Advanced research on medical systems and bio-material engineering	6		6	1～3	2		2		2		村山 長	
口腔保健・衛生学特別研究 Advanced research on oral health	6		6	1～3	2		2		2		杉山 勝	
口腔保健発達・健康増進学特別研究 Advanced research on oral health and developing health promotion	6		6	1～3	2		2		2		天野 秀昭	
口腔保健管理学特別研究 Advanced research on oral health management	6		6	1～3	2		2		2		竹本 俊伸	
推奨科目 Recommended Subject												
English Presentation	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健	後期に 履修可能

2 口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System in the Doctoral Course of Oral Health Sciences Major and Application Procedures for Doctoral Degrees

1 履修指導，研究指導のための指導体制 Course Guidance and Research Guidance System

本研究科口腔健康科学専攻（博士課程後期）に入学・進学した学生の履修指導，研究指導の充実を図るために，複数教員による指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a doctoral course of the Oral Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 指導グループ Research Guidance Group

- ① 指導グループは，主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名並びに研究指導補助教員 3～5 名により構成される。

A research guidance group consists of 3 members in total: 1 chief and 2 assistant academic supervisors (additional 3 to 5 research advisors if necessary)

- ② 主指導教員及び副指導教員は，教授（研究指導教員）とする。

A chief academic supervisor and an assistant academic supervisor should be a professor .

- ③ 主指導教員は，配属された研究室の教授とする。

The chief academic supervisor should be a professor in a laboratory that students are assigned.

- ④ 主指導教員は，学生が研究計画を遂行する上で適切な教授 2 名（口腔健康科学専攻（博士課程後期））を副指導教員として選ぶ。

The chief academic supervisor shall select 2 appropriate professors (Oral Health Sciences Major, DC) as assistant supervisors who can help the students carry out their research.

- ⑤ 指導教員が転出等で不在となったときは，速やかに後任者を定める。

In the case that an academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately.

- ⑥ 研究指導補助教員は，主指導教員及び副指導教員の研究室に所属する准教授，講師又は助教とする。

A research advisor shall be an associate professor or a lecturer in the laboratory that the student is assigned.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

主指導教員は，履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成，学位請求などの指導を行う。なお，研究指導する学生数は，実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

A chief academic supervisor shall provide guidance to the student about preparation of the course registration plan, making the research plan, conducting his/her research, writing the research interim report, the dissertation preparation and the application for academic degree.

The number of students receiving guidance by one chief academic supervisor should be considered to ensure that one chief is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

副指導教員は，各学生の研究のより発展的な展開を図ることを目的に，学生の研究テーマに隣接する分野の研究室の教授が担当することとし，主指導教員とは異なる観点から履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成などの指導を，主指導教員と協力して行う。

Professors from an adjoining field that students study shall be in charge of assistant academic professors in order to help

students develop their research. Cooperating with the chief academic supervisor, the assistant academic supervisors provide students all guidance regarding preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation with different perspectives from the chief academic advisor,

(4) 研究指導補助教員 Research Advisor

研究指導補助教員は、主指導教員又は副指導教員の指導補助を行い、研究遂行上必要な知識・技術の習得を支援することを目的とし、具体的には、主指導教員又は副指導教員の指示に基づき、学生に対し研究遂行上必要な機器の使用法、薬剤・試薬の調整、分析・評価方法等の指導を行う。

A research advisor shall assist a chief academic advisor and assistant academic supervisors. The research advisor helps students obtain necessary knowledge and skills for their research, such as instructing how to use equipment, how to prepare reagent, and how to analyze the data, based on the chief academic supervisor and the assistant supervisor's instructions.

2 履修指導、研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 履修指導、研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限 3 年）で修了するための履修指導、研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for criteria to be fulfilled about the research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the predetermined term (standard term of study is 3 years).

- ① 第 1 年次の前期開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の指導グループの編成を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

主指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year, students shall request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group consisting of 3 members, including 2 assistant academic supervisors, and then submit a “Registration Form for Research Guidance Group” to the GSBHS education committee.

In the case one of the academic supervisors becomes absent due to leaving the university, or any other reason, students shall request their research guidance group to recommend a replacement, and based on the result, they shall submit a “Request for Change of Academic Supervisors” to the education committee.

- ② 第 1 年次の前期開始 4 週間以内に、主指導教員の指導の下に授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their course registration plan, considering the degree type which they would like to earn under the guidance of the chief academic supervisor, and shall submit the plan to the education committee.

- ③ 主指導教員の指導の下に研究計画を立案し、その概要を 1,000 字程度にまとめ、第 1 年次の後期開始 4 週間以内に、指導グループに提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their research plan under guidance of their chief academic

advisors and submit the outline in around 1,000 letters(Japanese) to the chief.

- ④ 研究計画の概要について指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、指導グループに報告する。

Receiving advices and approval from their research guidance group on the outline of their research plan, students shall conduct their research following the plan. If their research plan drastically changes, students must report it to their research guidance group.

- ⑤ 第2年次後期に指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。

Within four weeks from the beginning of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the third year, students shall summarize their research progress.

- ⑥ 第3年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導の下に学位論文としてまとめる。

By the end of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the third year, students shall write a dissertation under the guidance of their chief academic supervisor based on their research achievements.

- ⑦ 作成した学位論文の内容は、指導グループにおいて論文の査読及び修正等の予備審査を受ける。

The content of the dissertation shall be undergone preliminary review such as review and correction of the thesis by the guidance group.

- ⑧ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格要件を審査する。

Students shall undertake a screening about degree applicant qualifications by the education committee of GSBHS.

- ⑨ 研究科教育委員会は資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。

The degree application will be accepted by the education committee of GSBHS when the students meet the qualification requirement

- ⑩ 教授2名以上からなる審査委員会(3名)を編成する。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committees with 3 or more members, including 2 or more GSBHS professors.

- ⑪ 論文は研究科発表会で公開で発表する。

Students shall make thesis presentation at a presentation meeting in public.

- ⑫ 審査委員会において学位論文の審査とこれに関連のある科目について最終試験を行う。

Students shall undertake a final examination concerning their dissertation and related subjects in a dissertation review committee.

- ⑬ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は博士課程後期を修了するとともに、博士の学位を取得できる。

Students passing the review at the GSBHS faculty meeting after the dissertation review by the dissertation review committee and the final examination are considered to have completed the doctoral course and obtained a doctoral degree.

(2) 学位論文の形式 Dissertation Format

単著の論文を学位論文とする。

The dissertation should be a single-author thesis.

(3) 審査委員会 Dissertation Review Committee

研究科教授会において、審査委員会を編成する。審査委員会は、3名以上の委員をもって組織し、そのうち2名以上は医歯薬保健学研究科の教授とする。この場合、主指導教員及び副指導教員は審査委員になることが

できない。

研究科教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committee with 3 or more members, including 2 or more GSBHS professors. In the committee, student's chief academic supervisor and assistant academic supervisors shall not become the members.

The committee may consist of faculties of GSBHS, other graduate school or other institutions in the case that the faculty meeting considers it is necessary.

口腔健康科学専攻（博士課程後期）

研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
2 年次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出) 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成(3名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言・承認	
2 年次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	研究中間報告 (単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3 年次	前期	論文作成の開始 (単位修得)	論文作成の指導	論文作成についての助言	
	後期	論文完成 研究科発表会で発表 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 (所定の単位修得) 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導	予備審査 (論文査読・修正指導)	

※研究中間報告の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

薬科学専攻 博士課程後期 Medicinal Sciences Major Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	119
	List of Classes and Professors	
2	薬科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き	120
	Research guidance system in the doctoral course of Medicinal Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12 単位以上修得すること。 Students shall acquire 12 or more credits as follows.

①基盤的科目 Basic Subject

2 単位修得すること。 Acquire 2 credits

②共通科目 Common Subject

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2 単位以上修得することを推奨する。

Students are encouraged to complete 2 or more credits of "Methods in biomedical sciences" etc. in order to acquire deep and rich knowledge.

③専門選択科目 I Specialized Elective Subject I

主指導教員の指定する科目を含む、4 単位以上を修得すること。

Acquire 4 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

④専門選択科目 II Specialized Elective Subjects II

主指導教員の指定する科目を含む、6 単位以上を修得すること。

Acquire 6 or more credits that include subjects assigned by your chief academic supervisor

⑤推奨科目 Recommended subjects

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

To improve your English presentation skill, students are encouraged to complete the recommended subjects as free subjects.

⑥薬科学特論及び生命・医療倫理学

"Advanced lecture on medicinal science" and "Medical ethics"

薬科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な薬科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、薬科学専攻（博士課程前期）の薬科学特論及び生命・医療倫理学を履修する。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

Students who do not acquire knowledge about medical sciences and biomedical ethics necessary for basic research of medical sciences and highly advanced medical treatments shall acquire "Advanced lecture on medicinal science" and "Advanced course of biomedical ethics" which are held for MASTER'S COURSE STUDENTS. However the credits of these subjects are not counted among the required number of credits for completion of this course.

⑦社会人入学者等 Students who are employed and others

社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、薬科学専攻（博士課程前期）の講義科目（専門選択科目 I）を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

To support smooth completion, the students who are employed and others can take specialized elective subjects I in Master's Course of Medicinal Sciences Major. However, those credits are not considered as the completion requirements.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

薬科学専攻（博士課程後期） Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
基礎的科目 Basic Subject													
薬科学特講 Advanced lecture on medical science	2	2		1前	2		2		2		紙谷 浩之		
共通科目 Common Subject													
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2		吉栖 正生		
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Bioscience Course Work	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能	
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Bioscience Course Work	2		2	1後		2		2		2	安井 弥		
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後		2		2		2	安井 弥		
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3前					1		安井 弥		
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2		永田 靖		
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2		松浦 伸也		
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2		2	1後		2		2		2	折山 早苗		
薬物治療学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1後		2		2		2	小澤 孝一郎		
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective SubjectⅠ													
生薬学特別演習 Advanced seminar on pharmacognosy	4		4	1～2	2		2		2		松浪 勝義		
創薬合成化学特別演習 Advanced seminar on synthetic organic chemistry	4		4	1～2	2		2		2		熊本 卓哉		
医薬分子機能科学特別演習 Advanced seminar on functional molecular science	4		4	1～2	2		2		2		小池 透		
微生物医薬品開発学特別演習 Advanced seminar on microbiology	4		4	1～2	2		2		2		黒田 照夫		
薬効解析科学特別演習 Advanced seminar on pharmacology	4		4	1～2	2		2		2		森岡 徳光		
薬物動態解析・制御科学特別演習 Advanced seminar on biopharmaceutics	4		4	1～2	2		2		2		高野 幹久		
未病・予防医学特別演習 Advanced seminar on probiotec science for preventive medicine	4		4	1～2	2		2		2		杉山 政則		
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective SubjectⅡ													
生薬学特別実験 Advanced research on pharmacognosy	6		6	1～3	2		2		2		松浪 勝義		
創薬合成化学特別実験 Advanced research on synthetic organic chemistry	6		6	1～3	2		2		2		熊本 卓哉		
医薬分子機能科学特別実験 Advanced research on functional molecular science	6		6	1～3	2		2		2		小池 透		
微生物医薬品開発学特別演習 Advanced research on microbiology	6		6	1～3	2		2		2		黒田 照夫		
薬効解析科学特別実験 Advanced research on pharmacology	6		6	1～3	2		2		2		森岡 徳光		
薬物動態解析・制御科学特別実験 Advanced research on biopharmaceutics	6		6	1～3	2		2		2		高野 幹久		
未病・予防医学特別実験 Advanced research on probiotec science for preventive medicine	6		6	1～3	2		2		2		杉山 政則		
推奨科目 Recommended Subject													
English Presentation	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能	
English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健	後期に 履修可能	

2 薬科学専攻(博士課程後期)の研究指導体制及び学位請求手続き

Research Guidance System in the Doctoral Course of Medicinal Sciences Major and Application Procedure for Doctoral Degrees

1 研究指導体制

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

In order to enhance the quality of research guidance for students enrolled in a doctoral course of the Biomedical Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), multiple academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の合計 3 名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: 1 chief academic supervisor and 2 assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の 1 名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の 1 名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。

また、必要に応じて病院籍の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。

One of the assistant academic supervisors shall be from the major to which the chief belongs (whether the assistant academic supervisor belongs to the same department as the chief academic supervisor shall not be considered). It would be favorable that another assistant academic supervisor shall be someone from a different department who can provide guidance in a wide range of fields. Associate professors or lecturers who are working at the hospital can be in charge of assistant supervisors as necessary.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The education committee at the GSBHS shall adjust research guidance groups that meet actual research status of students upon full investigations of research projects and students' desires.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (should be professor, in principle) shall provide the students all guidance regarding preparing the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors work together with the chief academic supervisor in order to provide students advice regarding their research plan, research progress, and degree dissertation.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

Students consult with the chief academic supervisor and choose assistant academic supervisors. The chief academic supervisor instructs students to choose appropriate assistant supervisors in order to carry out their research.

For example, if the chief academic supervisor is a professor in the clinical science field, a professor in the basic science field would be desirable to join the group as an assistant academic supervisor.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Application Procedures for a Degree

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and application procedures for a degree (refer to the appendix)

所定の年限（標準修業年限 3 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 3 years).

- ① 第 1 年次の前期（10 月入学者の場合は後期）開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group consisting of 3 members, including 2 assistant academic supervisors, and then submit a “Registration Form for Research Guidance Group” to the GSBHS education committee.

In the case one of the academic supervisors becomes absent due to leaving the university, or any other reason, students shall request their research guidance group to recommend a replacement, and based on the result, they shall submit a “Request for Change of Academic Supervisors” to the education committee.

- ② 第 1 年次の前期（10 月入学者の場合は後期）開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their course registration plan, considering the degree type which they would like to earn under the guidance of the chief academic supervisor, and shall submit the plan to the education committee.

- ③ 第 1 年次の後期（10 月入学者の場合は前期）開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を 1,000 字程度にまとめ主指導教員に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year (or the second/fall semester in the first year for those enrolled in October), students shall prepare their research plan under guidance of their chief academic

advisors and submit the outline in around 1,000 letters (Japanese) to the chief academic supervisor.

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。
研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Receiving advice on the outline of their research plan and approval from their research guidance group, students shall conduct their research following the plan. If their research plan drastically changes, students must report it to their research guidance group.

- ⑤ 第1年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。

By the end of the first year, students shall obtain credits of predetermined subjects.

- ⑥ 第2年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。

Within four weeks from the beginning of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the second year, students shall summarize their research progress in approximately 2,000 – 4,000 letters (Japanese) including graphs and tables, and submit it to their research guidance group, and shall obtain their advices and approvals.

- ⑦ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。

By the end of the first/spring semester (or the second/fall semester for those enrolled in October) of the third year, students shall write a dissertation under the guidance of their chief academic supervisor based on their research achievements.

- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。

Students shall make presentation about their dissertation in a GSBHS presentation meeting, and receive advices from their research guidance group.

- ⑨ 学位請求手続きを行う。Students shall take the necessary application procedures for a degree.

- i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。

Students shall undertake a screening about degree applicant qualifications by the education committee of GSBHS.

- ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。

Students shall submit application documents for a degree to the education committee.

- iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。

Students shall undertake the final examination concerning their dissertation and related subjects in a dissertation review committee.

- iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。

Students passing the review at the GSBHS faculty meeting after the dissertation review by the dissertation review committee and the final examination are considered to have completed the doctoral course and obtained a doctoral degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限は3年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students recognized at the GSBHS faculty meeting as possessing excellent scholastic achievements may finish their study in less than the predetermined year of study (standard term of study is 3 years). Requirements for the early completion are that the students' research achievements are excellent, as their paper would be published in an international academic journal (just acceptance for publication would be also acceptable) etc., and they should be approved by the education committee after properly recommended by the research guidance group.

(3) 学位論文の形式 Dissertation Format

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。(未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。)

The dissertation should be a paper written by students as a first author and published or expected to be published in an academic journal, or an unpublished paper by students as a single author. (For the unpublished paper, students must publish its all or part of the paper's content in an academic journal within 1 year after completion.)

(4) 審査委員会 Dissertation Review Committee

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committees with 3 or more members, including 2 or more GSBHS professors. In the committee, student's chief academic supervisor and assistant academic supervisors shall not become the members.

The committee may consist of faculties of GSBHS, other graduate school or other institutions in the case that the faculty meeting considers it is necessary.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

Educational support for students who have graduated other schools

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

If students need assistances for conducting their research plan at GSBHS, they can apply for the system which allows them to take the classes of the School of Medicine, the School of Dentistry or the School of Pharmaceutical Sciences, and help their study. This is of course for the students from other schools than the School of Dentistry or the School of Pharmaceutical Sciences, but those who from aforementioned schools can also utilize this system if they need to learn the basic knowledge of medicine, dentistry or pharmaceutical sciences.

Students shall decide the desired class subjects under the guidance of the chief academic supervisor, including them in the course registration form, and submit it within two weeks from the beginning of classes in each semester.

薬 科 学 専 攻（ 博 士 課 程 後 期 ）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成 (3 名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年 次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	(単位修得) 論文作成の開始	論文作成の指導		
3 年 次	前期	研究科発表会で発表 (単位修得) 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)

※10 月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

保健学専攻 博士課程後期 Health Sciences Major Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	125
	List of Classes and Professors	
2	保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き	127
	Research guidance system in the doctoral course of Health Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12 単位以上修得すること。 Students shall acquire 12 or more credits as follows.

①共通科目 Common Subject

2 単位（ヘルスプロモーション研究法特論）を修得すること。

Acquire 2 credits of "Advanced Lecture on Health Promotion"

②専門科目Ⅰ Special subjectⅠ

主指導教員の指定する科目 2 単位修得すること。

Acquire 2 credits of subjects elected by chief academic supervisor

③専門科目Ⅱ Special subjectⅡ

主指導教員の指定する科目 2 単位修得すること。

Acquire 2 credits of subjects elected by chief academic supervisor

④専門科目Ⅲ Special subjectⅢ

主指導教員の指定する科目 4 単位修得すること。

Acquire 4 credits of subjects elected by chief academic supervisor

⑤主指導教員と相談の上、共通科目又は専門科目Ⅰから2 単位以上修得すること。（ただし、（1）及び（2）で履修した科目以外の科目とする。なお、幅広い知識と学識を深めることを目的として、共通科目を2 単位以上修得することを推奨する。）

Acquire 2 or more credits of common subjects or special subjects (I) after consultation with chief academic supervisor

(However, the subjects shall not be same as acquired ones as the subjects

⑥推奨科目 Recommended subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

To improve your English presentation skill, students are encouraged to complete the recommended subjects as free subjects.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

保健学専攻（博士課程後期） Health Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
共通科目 Common Subject													
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2	2		1後		2		2		2	折山 早苗		
Environment and Health	2		2	1前	2		2		2		ラフマン, 森山		
Research Methodology and Health System Management	2		2	1後		2		2		2	ラフマン, 森山		
Advanced Research Methodology in Health Science	2		2	1前	2		2		2		森山, ラフマン		
Advanced Statistics in Health Science	2		2	1後		2		2		2	梯 正之		
Global Health Challenges and Solutions II	2		2	1後		2		2		2	ラフマン, 森山		
研究方法特論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2		吉栖 正生		
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Bioscience Course Work	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能	
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Bioscience Course Work	2		2	1後		2		2		2	安井 弥		
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Advanced Lecture on Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後		2		2		2	安井 弥		
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3 前					1		安井 弥		
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2		永田 靖		
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2		松浦 伸也		
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2		2	1後		2		2		2	小澤 孝一郎		
専門科目 I Specialized Subject I													
健康推進科学特講 Advanced Lecture on Health Promotion Sciences	2		2	1前	2		2		2		小林 敏生		
健康情報学特講 Advanced Lecture on Health Informatics	2		2	1前	2		2		2		梯 正之		
基礎看護技術開発学特講 Advanced Lecture on Technical Development for the Principle of Nursing	2		2	1前	2		2		2		折山 早苗		
助産・母性看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1前	2		2		2		大平 光子		
小児看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Pediatric Nursing	2		2	1前	2		2		2		祖父江 育子		
成人看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Chronic care & Family Nursing	2		2	1前	2		2		2		森山 美知子		
成人健康学特講 Advanced Lecture on Health Care for Adults	2		2	1前	2		2		2		片岡 健		
老年・がん看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1前	2		2		2		宮下 美香		
精神保健看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1前	2		2		2		國生 拓子		
地域・在宅看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Home Care and Community Nursing	2		2	1前	2		2		2		中谷 久恵		
地域・学校看護方法開発学特講 Advanced Lecture on School and Community Nursing	2		2	1前	2		2		2		川崎 裕美		
生体構造学特講 Advanced Lecture on Anatomy and Histology	2		2	1前	2		2		2		(生体構造学)		
スポーツリハビリテーション学特講 Advanced Lecture on Sports Rehabilitation	2		2	1前	2		2		2		浦邊 幸夫		
生体運動・動作解析学特講 Advanced Lecture on Biomechanics	2		2	1前	2		2		2		新小田 幸一		
生体機能解析制御科学特講 Advanced Lecture on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1前	2		2		2		濱田 泰伸		
運動器機能医科学特講 Advanced Lecture on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1前	2		2		2		浦川 将		
生体環境適応科学特講 Advanced Lecture on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1前	2		2		2		弓削 類		
生理機能情報科学特講 Advanced Lecture on Integrative Physiology	2		2	1前	2		2		2		松川 寛二		
作業行動探索科学特講 Advanced Lecture on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		2		宮口 英樹		
作業機能制御科学特講 Advanced Lecture on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		2		花岡 秀明		

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
上肢機能解析制御科学特講 Advanced Lecture on Locomotor System Dysfunction	2		2	1前	2		2		2		砂川 融	
精神機能制御科学特講 Advanced Lecture on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1前	2		2		2		岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特講 Advanced Lecture on Control Science for Body and Life Function	2		2	1前	2		2		2		(身体・生活機能制御科学)	
専門科目Ⅱ Specialized II												
健康推進科学特講演習 Advanced Seminar on Health Promotion Sciences	2		2	1	1	1	1	1	1	1	小林 敏生	
健康情報学特講演習 Advanced Seminar on Health Informatics	2		2	1	1	1	1	1	1	1	梯 正之	
基礎看護技術開発学特講演習 Advanced Seminar on Technical Development for the Principle of Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	折山 早苗	
助産・母性看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	大平 光子	
小児看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Pediatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	祖父江 育子	
成人看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Chronic care & Family Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	森山 美知子	
成人健康学特講演習 Advanced Seminar on Health Care for Adults	2		2	1	1	1	1	1	1	1	片岡 健	
老年・がん看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	宮下 美香	
精神保健看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	國生 拓子	
地域・在宅看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Home Care and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	中谷 久恵	
地域・学校看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on School and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	1	1	川崎 裕美	
生体構造学特講演習 Advanced Seminar on Anatomy and Histology	2		2	1	1	1	1	1	1	1	(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特講演習 Advanced Seminar on Sports Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	1	1	浦邊 幸夫	
生体運動・動作解析学特講演習 Advanced Seminar on Biomechanics	2		2	1	1	1	1	1	1	1	新小田 幸一	
生体機能解析制御科学特講演習 Advanced Seminar on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1	1	1	1	1	1	1	濱田 泰伸	
運動器機能医科学特講演習 Advanced Seminar on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1	1	1	1	1	1	1	浦川 将	
生体環境適応科学特講演習 Advanced Seminar on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1	1	1	1	1	1	1	弓削 類	
生理機能情報科学特講演習 Advanced Seminar on Integrative Physiology	2		2	1	1	1	1	1	1	1	松川 寛二	
作業行動探索科学特講演習 Advanced Seminar on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	1	1	宮口 英樹	
作業機能制御科学特講演習 Advanced Seminar on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	1	1	花岡 秀明	
上肢機能解析制御科学特講演習 Advanced Seminar on Locomotor System Dysfunction	2		2	1	1	1	1	1	1	1	砂川 融	
精神機能制御科学特講演習 Advanced Seminar on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	1	1	岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特講演習 Advanced Seminar on Control Science for Body and Life Function	2		2	1	1	1	1	1	1	1	(身体・生活機能制御科学)	
専門科目Ⅲ Specialized SubjectⅢ												
看護開発科学特別研究 Advanced Research on Development of Nursing Science	4		4	1～2	2		2		2		関係教員	
心身機能生活制御科学特別研究 Advanced Research on Development of Physical Therapy and Occupational Therapy Sciences	4		4	1～2	2		2		2		関係教員	
推奨科目 Recommended Subject												
English Presentation	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	安井 弥	後期に 履修可能
English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健	後期に 履修可能

2 保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System in the Doctoral Course of Health Sciences Major and Application Procedures for Doctoral Degrees

1 研究指導体制

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の合計 3 名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: 1 chief academic supervisor and 2 assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の 1 名は、主指導教員と同一講座の教員が担当する。他の 1 名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他の領域の教員が担当する。

One of the assistant academic supervisors shall be from the Major to which the chief belongs. It would be favorable that another assistant academic supervisor shall be someone from a different department who can provide guidance in a wide range of fields.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The education committee at the GSBHS shall adjust research guidance groups that meet actual research status of students upon full investigations of research projects and students' desires.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

In the case that the chief academic supervisor becomes absent due to leaving university or any other reasons, a successor shall be appointed immediately so as not to hinder the student's conducting his/her scheduled research. The education committee at GSBHS will reorganize the group.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (should be professor) shall provide students all guidance regarding the course registration plan, making the research plan, conducting research, writing the research interim report, the preparing dissertation, and applying for academic degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students whom one chief academic supervisor supervises should be considered to ensure that he/she is able to provide practical and sufficient research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors work together with the chief in order to provide students advice regarding their research plan, research progress, and degree dissertation.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students consult with the chief academic supervisor and choose assistant academic supervisors. The chief academic supervisor instructs students to choose appropriate assistant supervisors in order to carry out their research.

2 研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

Research Guidance and Application Procedures for a Degree (refer to the appendix)

(1) 研究指導 Research Guidance

所定の年限（標準修業年限 3 年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule that students need to carry out regarding research guidance and application procedures for a degree in order to complete their study within the prescribed time period (standard term of study is 3 years).

- ① 第 1 年次の前期開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year, students shall request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group consisting of 3 members, including 2 assistant academic supervisors, and then submit a “Registration Form for Research Guidance Group” to the GSBHS education committee.

In the case one of the academic supervisors becomes absent due to leaving the university, or any other reason, students shall request their research guidance group to recommend a replacement, and based on the result, they shall submit a “Request for Change of Academic Supervisors” to the education committee.

- ② 第 1 年次の前期開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Within 4 weeks from the beginning of the first/spring semester in the first year, students shall prepare their course registration plan, considering the degree type which they would like to earn under the guidance of the chief academic supervisor, and shall submit the plan to the education committee.

- ③ 第 2 年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。

By the end of the second year, students shall obtain credits of predetermined subjects.

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Receiving advice on the outline of their research plan and approval from their research guidance group, students shall conduct their research following the plan. If their research plan drastically changes, students must report it to their research guidance group.

- ⑤ 第 2 年次後期に研究指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。その結果を学生支援グループに報告する。

The students shall make research interim report during the first semester in the second year in the research guidance group and ask for advice regarding its progress. And then they report the result to the student support office.

(2) 学位請求 Application Procedures for a Degree

- ① 第 3 年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。

By the beginning of the second/fall semester in the third year, students shall prepare a doctoral thesis based on their research achievements under the guidance of their chief academic supervisors.

- ② 研究科教育委員会に学位申請のため、下記の書類を提出する。

The students shall submit following documents to the education committee at the GSBHS to apply for a degree.

- i 学位論文審査願 Application for Thesis Review
- ii 論文目録 Catalog of Thesis
- iii 論文 Thesis
- iv 副論文 Sub-Thesis

v 論文内容要旨 (A4 サイズ 2,000 字以内) Abstract (no more than 2,000 letters in Japanese)

vi 履歴書 Personal History

- ③ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格条件を審査する。

Students shall undertake a screening about degree applicant qualifications by the education committee of GSBHS.

- ④ 資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。

The degree application shall be accepted when the students meet the qualification requirement.

- ⑤ 教授 3 名以上からなる審査委員会 (3 名以上) を編成する。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committees with 3 or more members (professors).

- ⑥ 論文は保健学集談会で発表するものとし、発表 20 分、質疑応答 10 分を基準とする。

Students shall make thesis presentation with 20 minutes of presentation and 10 minutes of question and answer at the presentation meeting.

- ⑦ 学位申請が研究科教育委員会で受理された後に、審査委員会において論文審査と最終試験を行う。

Students shall undergo a final examination concerning mainly their doctoral thesis through a thesis review committee.

- ⑧ 審査委員会の試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程後期を修了するとともに所定の博士の学位を取得できる。

Students passing the review at the GSBHS faculty meeting after the dissertation review by the dissertation review committee are considered to have completed the doctoral course and obtained a doctoral degree.

(3) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized at the faculty meeting of GSBHS as possessing excellent scholastic achievement may finish their study in less than the prescribed years of study. Requirements for the aforementioned early completion are that the students' research achievements are excellent and approved by the education committee of the graduate school with recommendation from the responsible research guidance group.

(4) 学位論文の形式 Dissertation Format

単著の論文を学位論文とする。

The dissertation should be a single-author thesis.

(5) 審査委員会 Dissertation Review Committee

研究科教授会において、本研究科の教授 2 名以上を含む 3 名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The faculty meeting of GSBHS shall organize dissertation review committees with 3 or more members, including 2 or more GSBHS professors. In the committee, student's chief academic supervisor and assistant academic supervisors shall not become the members.

The committee may consist of faculties of GSBHS, other graduate school or other institutions in the case that the faculty meeting considers it is necessary.

保 健 学 専 攻（ 博 士 課 程 後 期 ）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 官	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成（3名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する審査・助言	
2 年次	前期		研究指導		
	後期	研究中間報告 研究の実施 (所定の単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3 年次	前期	論文作成の開始	論文作成の指導	論文作成についての助言	
	後期	論文完成 学位請求の諸手続き 保健学集談会で発表 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導	論文査読・修正指導	
					資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)

広島大学大学院博士課程
リーダー育成プログラム

Program for Leading Graduate Schools

放射線災害復興を推進する
フェニックスリーダー育成プログラム
関連科目

Phoenix Leader Education Program for
Renaissance from Radiation Disaster

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」（以下「フェニックスリーダー育成プログラム」という。）の履修を許可された学生は、以下のとおり所属する専攻の修了要件単位に算入することができる。

1 医歯薬学専攻（博士課程）

（＊1），（＊2）印の授業科目については，別表第10における専門科目Ⅰとして履修することができる。

2 保健学専攻（博士課程前期）

（＊1）及び（＊3）印の授業科目については，別表第6における「履修方法1の(6)」の単位として履修することができる。

医歯薬保健学研究科細則別表第12（第8条, 第17条, 第18条, 第19条関係）
 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」関連科目

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		
スタートアップ共通科目					
Scientific English	2	2		1	
放射線生物学入門 An Introduction to Radiation Biology	2		2	1	
ヒロシマ復興史 History of Hiroshima Restration	2		2	1	
アドバンスド共通科目Ⅰ					
放射線生物学特論 Advanced Lectures on Radiation Biology	2		2	1～2	
大規模災害と国際協力 Natural Disasters and International Cooperation	2	2		1～2	
フェニックスリーダー共通コースワーク					
初期被ばく・内部被ばく・疫学演習 Initial Radiation Exposure,Internal Exposure, Epidemiology	1	1		1～2	(※1)
放射性物質スクリーニング・除染演習 Screening of radiological substances, decontamination training	1	1		2	(※1)
放射線災害リスク管理・防災演習 Risk management in the radiological disaster, disaster management course	1	1		2	(※1)
フェニックスリーダー専門科目					
放射線災害医療学 Radiological Disaster Medicine	2		2	1～2	(※2)，放射線災害医療コース
放射線影響学 Radiation Effect on Human Health	2		2	1～2	(※2)，放射線災害医療コース
ゲノム障害科学 Radiation Genome Science	2		2	1～2	放射線災害医療コース
発達神経心理学 Developmental Neuropsychology	2		2	1～2	放射能社会復興コース
小児保健学 Child Health	2		2	1～2	(※3)，放射線災害医療コース
フェニックスリーダー共通科目					
English Communication	2	2		2	
English Rhetoric	2	2		2	
English Presentation	2	2		2	
放射線災害復興学 Radioactivity Social Recovery Course	2	2		3	
分野融合セミナー Interdisciplinary Integrated Seminars	2	6		1～4	
推奨科目 Recommended Subject					
短期フィールドワーク Short-term Fieldwork	1	1		1	
短期インターンシップ Short-term Internship	1	1		1	
長期フィールドワーク/長期インターンシップ Long-term Fieldwork/Long-term Internship	3	3		3	

Ⅲ 諸 規 則

Regulations

1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	133
	Hiroshima University Regulations Regarding Harassment Prevention	
2	広島大学学生交流規則	135
	Hiroshima University Student Exchange Regulations	
3	広島大学研究生規則	139
	Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	
4	広島大学外国人研究生規則	142
	Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	
5	広島大学科目等履修生規則	145
	Hiroshima University Regulations Regarding Credited Auditors	
6	広島大学学生生活に関する規則	147
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Life	
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	149
	Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement	
8	広島大学学生表彰規則	152
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Commendation	
9	広島大学学生表彰基準	153
10	広島大学学生懲戒規則	155
	Hiroshima University Student Disciplinary Regulations	
11	広島大学霞地区体育館使用細則	159

※上記規則（英語版）は、広島大学 HP にて確認してください。

Please see the regulations (English version) mentioned above in Hiroshima University HP.

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第 5 条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第63号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第 2 章 派遣学生

(取扱いの要件)

第 3 条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

- 2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

- 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

- 第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第 12 条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第 4 号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる 2 月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として 6 月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第 13 条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第 14 条 削除

(学業成績証明書の交付)

第 15 条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。
 - (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
 - (1) 3 ターム 399,600 円
 - (2) 4 ターム 532,800 円
- 5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸高等教育学院 3+1 プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 28 年 9 月 21 日規則第 217 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(様式略)

○広島大学研究生規則医歯薬保健学研究科取扱内規

(平成 28 年 3 月 24 日研究科長決裁)

広島大学研究生規則医歯薬保健学研究科取扱内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学研究生規則第 5 条の規定に基づき、医歯薬保健学研究科における研究生の研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第 2 条 研究期間は、1 月以上とし、毎月 1 日に始まり、研究終了日は研究開始日の属する学期の末日又は学年の末日とする。

(願い出期限の特例)

第 3 条 願い出期限の特例は、研究を開始しようとする日の 15 日前までとする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
- (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学料及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)

2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。

(1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。

- (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
 - (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
 - (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 29 年 2 月 27 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 条各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学金 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学金は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

(様式略)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第 7 条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 5 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
- (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料

の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成29年2月21日規則第8号)

この規則は、平成29年2月21日から施行する。

(様式略)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育・東千田担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 86 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号。以下「規則」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第 3 条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第 4 条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

- (1) 規則第 5 条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)。

6 表彰の公表について

規則第 7 条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

① 「成績優秀者」

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として 1 人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

② その他

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又はインパクトファクターの高い学術誌への発表等)を受けた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として 1 人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる

評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお，国内外の公的機関等による表彰の有無，新聞等による報道の有無は，あくまでも参考にとどめ，表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され，本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 19 年 12 月 7 日 一部改正)

この基準は，平成 19 年 12 月 7 日から施行する。

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の可否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

- 2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。
- 3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第 7 条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

- 2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。
- 3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき（ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。
- 3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。
- 5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があつたときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

- 2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

- 3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(無期の停学の解除)

第14条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第15条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第16条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 17 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 18 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 19 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

町会の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	痴漢行為(のぞき見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転、暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
行為上の不正活動	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
メンハントス	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学、停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学、停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報の漏えい、紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学、停学又は訓告
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告

11 広島大学霞地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

(使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止しようとするときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするとともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認めた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

IV そ の 他

Others

組織及び職員	161
Organization and Faculty Staff	

組織及び職員

平成29年4月1日現在

担当専攻，プログラム，講座，教員組織，区分/研究室名 (病院，センター等は，研究科で使用する学問・研究分野名称)	教授 Professor	准教授 Associate professor	講師 Instructor
医歯薬学専攻：医学専門プログラム			
医学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
解剖学及び発生生物学 Anatomy and Developmental Biology	青山 裕彦		
神経生物学 Neurobiology	相澤 秀紀		
心臓血管生理医学 Cardiovascular Physiology and Medicine	吉栖 正生		石田 万里 小久保 博樹
神経生理学 Neurophysiology	橋本 浩一		竹本 裕美
分子細胞情報学 Biochemistry	今泉 和則	金子 雅幸	金本 聡自
医化学 Biomedical Chemistry	浅野 知一郎	鎌田 英明	中津 祐介
神経薬理学 Molecular and pharmacological neuroscience	酒井 規雄		田中 茂
分子病理学 Molecular Pathology	安井 弥	大上 直秀	仙谷 和弘
病理学 Pathology	武島 幸男		AMATYA VISHWA JEET
ウイルス学 Virology	坂口 剛正	入江 崇	
疫学・疾病制御学 Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	田中 純子		
公衆衛生学 Public Health and Health Policy	烏帽子田 彰		
法医学 Forensic Medicine	長尾 正崇	奈女良 昭	
免疫学 Immunology	菅野 雅元		
消化器・代謝内科学 Gastroenterology and Metabolism	茶山 一彰	伊藤 公訓 HAYES CLAIR NELSON	越智 秀典
分子内科学 Molecular and Internal Medicine	服部 登		藤高 一慶 岩本 博志
脳神経内科学 Clinical Neuroscience and Therapeutics	丸山 博文		
精神神経医科学 Psychiatry and Neurosciences	(未 定)	岡本 泰昌	岡田 剛
小児科学 Pediatrics	小林 正夫		岡田 賢
外科学 Surgery	末田 泰二郎	村上 義昭	上村 健一郎
消化器・移植外科学 Gastroenterological and Transplant Surgery	大段 秀樹	田中 友加 田邊 和照	
脳神経外科学 Neurosurgery	栗栖 薫	井川 房夫	
整形外科 Orthopaedic Surgery	安達 伸生	久保 忠彦	
皮膚科学 Dermatology	秀 道広	田中 暁生	
腎泌尿器科学 Urology	松原 昭郎	亨島 淳	
視覚病態学 Ophthalmology and Visual Science	木内 良明	近間 泰一郎	高 知愛
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学 Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery	平川 勝洋	竹野 幸夫	
放射線診断学 Diagnostic Radiology	栗井 和夫	馬場 康貴	
放射線腫瘍学 Radiation Oncology	永田 靖		村上 祐司
産科婦人科学 Obstetrics and Gynecology	工藤 美樹	三好 博史	
麻酔蘇生学 Anesthesiology and Critical Care	河本 昌志	濱田 宏	
循環器内科学 Cardiovascular Medicine	木原 康樹	山本 秀也 中野 由紀子	
救急集中治療医学 Emergency and Critical Care Medicine	志馬 伸朗	大下 慎一郎	
病院（医）：協力講座			
総合診療医学 General Medicine	田妻 進	溝岡 雅文	菅野 啓司
システム医療学 Endoscopy and Medicine	志馬 伸朗	津久間 秀彦	
内視鏡医学 Endoscopy and Medicine	田中 信治		
リウマチ・膠原病学 Clinical Immunology and Rheumatology	杉山 英二		平田 信太郎
感染症学 Infectious Diseases	大毛 宏喜		
リハビリテーション学 Rehabilitation Medicine	木村 浩彰		
病理診断学 Anatomical Pathology	有廣 光司		
腎臓内科学 Nephrology	正木 崇生		
形成外科学 Plastic Surgery	横田 和典		
がん化学療法科学 Clinical Oncology	杉山 一彦		
自然科学研究支援開発センター：協力講座			
生命科学 Natural Science Center for Basic Research and Development	檜山 英三 外丸 祐介		
学外研究所等：連携講座			
(国研) 理化学研究所 神経・精神病態制御学 【脳科学総合研究センター】	加藤 忠史 内匠 透		
マツダ（株）技術研究所 感性脳工学	農澤 隆秀 高見 明秀	西川 一男	
学外研究所等：連携教員			
臨床情報医工学プログラム及びCOI STREAM関係	乾 敏郎		
寄附講座			
人工関節・生体材料学 Artificial Joints and Biomaterials		山崎 琢磨	
ストレス分子動態学 Stress Protein Processing			齋藤 敦

担当専攻，プログラム，講座，教員組織，区分/研究室名 (病院，センター等は，研究科で使用する学問・研究分野名称)	教 授 Professor	准教授 Associate professor	講 師 Instructor
医歯薬学専攻：歯学専門プログラム			
歯学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
硬組織代謝生物学 Calcified Tissue Biology	吉子 裕二		
口腔細胞生物学 Oral Biology	(未 定)		
口腔生理学 Physiology and Oral Physiology	杉田 誠		
生体分子機能学 Molecular Biology and Biochemistry	宿南 知佐		
口腔顎顔面病理病態学 Oral and Maxillofacial Pathobiology	高田 隆	宮内 睦美	
細菌学 Bacteriology	菅井 基行		
細胞分子薬理学 Cellular and Molecular Pharmacology	兼松 隆		
生体材料学 Biomaterials	加藤 功一		
粘膜免疫学 Mucosal Immunology	高橋 一郎	飛梅 圭	
歯周病態学 Periodontal Medicine	栗原 英見	藤田 剛	
分子口腔医学・顎顔面外科学 Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	岡本 哲治	虎谷 茂昭	
口腔外科学 Oral Surgery	(未 定)	武知 正晃	
先端歯科補綴学 Advanced Prosthodontics	津賀 一弘	吉川 峰加	
		阿部 泰彦	
		吉田 光由	
歯科矯正学 Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	谷本 幸太郎	上田 宏	
歯科放射線学 Oral and Maxillofacial Radiology	柿本 直也	藤田 實	
歯髄生物学 Biological Endodontics	柴 秀樹		
小児歯科学 Pediatric Dentistry	香西 克之	光畑 智恵子	
歯科麻酔学 Dental Anesthesiology	入舩 正浩		
国際歯科医学・分子腫瘍学 Global Dental Medicine and Molecular Oncology	藤井 万紀子		
病院（歯）：協力講座			
歯科医学教育学 Dental Education	(未 定)		
口腔総合診療科 General Dentistry	栗原 英見		
障害者歯科学 Special Care Dentistry	香西 克之		
学外研究所等：連携教員			
博士課程教育リーディングプログラム	土肥 博雄 及川 友好 May Abdel-Wahab		
医歯薬学専攻：薬学専門プログラム			
薬学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
細胞分子生物学 Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	田原 栄俊	嶋本 顕	
生理化学 Physiological Chemistry	(未 定)	樋木 薫	
核酸分析化学 Nucleic Acids Biochemistry	紙谷 浩之		
生体機能分子動態学 Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	太田 茂	古武 弥一郎	
治療薬効学 Pharmacotherapy	小澤 孝一郎	細井 徹	
漢方診療学 Kampo Medicine	飯塚 徳男	横大路 智治	
臨床薬物治療学 Clinical Pharmacotherapy	森川 則文	猪川 和朗	
病院：協力講座			
病院薬剤学 Pharmaceutical Services	松尾 裕彰		
医歯薬学専攻：放射線医科学プログラム			
放射線医科学講座			
原爆放射線医科学研究所：協力講座			
細胞修復制御 Cellular Biology	田代 聡		孫 継英
放射線細胞応答 Molecular Radiobiology	(未 定)		
疾患モデル解析 Disease Model	本田 浩章	藤本 成明	
放射線ゲノム疾患 Genetics and Cell Biology	松浦 伸也		宮本 達雄
ゲノム障害病理 Human Genetics	東 幸仁		
がん分子病態 Molecular Oncology	稲葉 俊哉		
分子発がん制御 Experimental Oncology	(未 定)		
幹細胞機能学 Stem Cell Biology	(未 定)	仲 一仁	
放射線医療開発 Radiation Medicine	廣橋 伸之		
血液・腫瘍内科 Hematology and Oncology	一戸 辰夫	福島 伯泰	本庶 仁子
腫瘍外科 Surgical Oncology	岡田 守人	宮田 義浩	角舎 学行
分子疫学 Epidemiology	川上 秀史	森野 豊之	
計量生物 Environmetrics and Biometrics	(未 定)	佐藤 健一	
線量測定・評価 Radiation Biophysics	保田 浩志		

担当専攻，プログラム，講座，教員組織，区分/研究室名 (病院，センター等は，研究科で使用する学問・研究分野名称)		教 授 Professor	准教授 Associate professor	講 師 Instructor
学外研究所等：連携講座				
(公財)放射線影響研究所生体防御ゲノム機能研究室		楠 洋一郎 林 奉権	伊藤 玲子	
(公財)放射線影響研究所放射線健康影響疫学研究室		小笹 晃太郎	坂田 律	
(公財)放射線影響研究所放射線誘発突然変異解析研究室		野田 朝男 平井 裕子		
(国研)放射線医学総合研究所 重粒子医科学・分子イメージング		辻 比呂志 福村 明史	西井 龍一	
(国研)放射線医学総合研究所放射線防護・緊急被ばく医療		仲野 高志 立崎 英夫 柿沼 志津子		
口腔健康科学専攻				
口腔健康科学講座				
医歯薬保健学研究院：基幹講座				
公衆口腔保健学 Public Oral Health		杉山 勝		野宗 万喜
口腔発達機能学 Maxillofacial Functional Development		天野 秀昭		
口腔保健管理学 Oral Health Management		竹本 俊伸		松本 厚枝
生体構造・機能修復学 Anatomy and Functional Restorations		里田 隆博	下江 宰司	
医療システム・生体材料工学 Medical System and Biomaterial Engineering		村山 長	玉本 光弘	
口腔生物工学 Oral Biology & Engineering		二川 浩樹	田地 豪	笹原 妃佐子
薬科学専攻				
薬科学講座				
医歯薬保健学研究院：基幹講座				
医薬分子機能科学 Functional Molecular Science		小池 透	木下 英司	
医療薬剤学 Pharmaceutics and Therapeutics		高野 幹久	湯元 良子	
創薬合成化学 Synthetic Organic Chemistry		熊本 卓哉		
生薬学 Pharmacognosy		松浪 勝義		
微生物医薬品開発学 Microbiology		黒田 照夫	熊谷 孝則 的場 康幸	
薬効解析科学 Pharmacology		森岡 徳光		
共同研究講座				
未病・予防医学 Probiotic Science for Preventive Medicine		杉山 政則		
幹細胞応用医科学		中島 歩		
保健学学専攻				
看護開発科学講座				
医歯薬保健学研究院：基幹講座				
健康開発科学 Health Promotion and Developmental Sciences		小林 敏生		
健康情報学 Health Informatics		梯 正之		
基礎看護開発学 Fundamental Nursing		折山 早苗		
助産・母性看護開発学 Midwifery and Maternal-Child Nursing		大平 光子		藤本 紗央里 小澤 未緒
成人看護開発学 Chronic Care & Family Nursing		森山 美知子		
小児看護開発学 Pediatric Nursing		祖父江 育子		竹中 和子
精神保健看護開発学 Mental Health and Psychiatric Nursing		國生 拓子		
成人健康学 Health Care for Adult		片岡 健		二井谷 真由美
地域・在宅看護開発学 Home Health Care and Public Health Nursing		中谷 久恵		大塚 美樹
地域・学校看護開発学 School and Public Health Nursing		川崎 裕美		
老年・がん看護開発学 Gerontological and Oncology Nursing		宮下 美香		
心身機能生活制御科学講座				
医歯薬保健学研究院：基幹講座				
スポーツリハビリテーション学 Sports Rehabilitation		浦邊 幸夫		前田 慶明
生体構造学 Anatomy and Histology		(未 定)		
生体運動・動作解析学 Biomechanics		新小田 幸一		高橋 真
生体機能解析制御科学 Physical Analysis and Therapeutic Sciences		濱田 泰伸	関川 清一	
生体環境適応科学 Bio-Environmental Adaptation Sciences		弓削 類		
運動器機能医科学 Musculoskeletal Functional research and regeneration		浦川 将		藤田 直人
生理機能情報科学 Integrative Physiology		松川 寛二		
作業行動探索科学 Human Behavior Science of Occupational Therapy		宮口 英樹		石附 智奈美
身体・生活機能制御科学 Control Science for Body and Life Function		(未 定)		
精神機能制御科学 Psychosocial Rehabilitation		岡村 仁		金子 史子
上肢機能解析制御科学 Analysis and Control of Upper Extremity Function		砂川 融		車谷 洋
老年・地域作業機能制御科学 Gerontological and Community-Based Occupational Therapy		花岡 秀明		

